

官報

号外

令和二年六月二日

○第二百一回 衆議院會議録 第三十号

令和二年六月二日(火曜日)

議事日程 第二十号

令和二年六月二日

午後一時開議

第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百九十八回国会、内閣提出)

第五 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百九十八回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員馳浩君に対し、院議をもって功

労を表彰することとし、表彰文は議長に一任

するの件(議長発議)

日程第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百九十八回国会、内閣提出)

日程第五 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百九十八回国会、内閣提出)

第六 公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外九名提出)

第七 科学技術基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百九十八回国会、内閣提出)

日程第六 公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外九名提出)

日程第七 科学技術基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

永年在職議員の表彰の件

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) お諮りいたします。

国会議員として在職二十五年に達せられました馳浩君に対し、先例により、院議をもってその功

労を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、そのとおり決まりました。

表彰文を朗読いたします。

議員馳浩君は国会議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(大島理森君) この際、馳浩君から発言を求められております。これを許します。馳浩君。

〔馳浩君登壇〕

○馳浩君 本日、院議をもって永年在職議員表彰の議決を賜りました。ふるさと石川県の皆様、先輩、同輩議員各位、後援会の皆様、秘書の皆様、家族など、これまで親身になって支えていただいた皆様のおかげです。本当にありがとうございます。(拍手)

令和二年六月二日 衆議院会議録第三十号

永年在職議員の表彰の件 道路交通法の一部を改正する法律案、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

私は、専修大学卒業後、母校星稜高校の国語教師となり、ロス五輪日本代表を経験し、プロレスラーとなりました。

三十四歳のとき、恩師、森喜朗先生にお誘いを受け、国政に挑戦することになりました。

当選させていただいた後、その森先生から、国会議員として何か一つ得意分野を身につけなさいと御指導を受け、憲法を読み直し、第四十一条、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」との条文に着目しました。

以来二十五年間。主体的に取り組み、成立させていただいた議員立法は三十二本となりました。(拍手)

複数の省庁に論点が多かったり、急を要する課題が浮かび上がったとき、議員立法は必要不可欠な役割を果たすことを学びました。

代表的なものとして、ダイオキシン類対策特措法、東日本大震災放射性物質処理特措法、児童、高齢者、障害者それぞれの虐待防止法、過労死等防止対策推進法、教育機会確保法、日本語教育推進法、スポーツ基本法、アンチドーピング対策法、いじめ防止対策推進法などです。

問題意識を共有し、成立に向けてともに力を尽くしていただいた与野党の先生方、当事者団体の皆様、有識者、法制局や役所の皆様には大変お世話になり、感謝の念にたえません。本当にありがとうございました。(拍手)

今現在も、提案している議員立法が五本あります。

す。日本の漫画、アニメ、ゲーム等の独自文化を支援するメディア芸術ナショナルセンター整備法、いわゆる幼児教育類似施設も含め、質的向上を目指す幼児教育振興法、性的指向や性自認に関する課題を人権問題として全ての国民に理解を求める法律、サッカーにバスケットを追加し、スポーツの感染症対策にも支援を拡充するスポーツ法改正案、離婚などのとき、養育費の支払いや安定的な面会交流を実現するための共同養育支援法、これらに一つ一つ誠実に取り組みます。

今後とも、金沢市の選挙区を代表し、国会議員として皆様と協力し合い、全力を尽くして、日本国発展のために汗を流してまいります。

最後に、感謝の一句を詠んで、終わります。一隅を照らす水無月衆議院
ありがとうございました。(拍手)

日程第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第一、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長松本文明君。

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔松本文明君登壇〕

○松本文明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、一定の要件に該当する高齢運転者に対する運転技能検査制度及び申請により運転免許に条件を付することができる制度の導入を行うとともに、第二種運転免許等の受験資格の見直し、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則の創設等を行うものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日武田国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、二十九日に質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長土井亨君。

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔土井亨君登壇〕

○土井亨君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防ぐため、無人航空機の登録制度について定めるとともに、小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に国土交通大臣が指定する空港を追加する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日赤羽国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十九日、質疑を行い、質疑終了

後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長富田茂之君。

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔富田茂之君登壇〕

○富田茂之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、中小企業の廃業を防ぐとともに、中小企業が積極的に事業展開を行い、成長できる環境を整備するため、事業承継の障壁となつてゐる経営者保証の解除支援、みなし中小企業者特例による中堅企業への成長環境の整備、各種計画制度の整理統合及び海外展開支援の強化等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日梶山経済産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。二十九日に質疑に入り、質疑終了後、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

(承諾を求めるの件)(第百九十八回国会、内閣提出)

日程第五 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)

(承諾を求めるの件)(第百九十八回国会、内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)、日程第五、平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長生方幸夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔生方幸夫君登壇〕

○生方幸夫君 ただいま議題となりました両件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両件は、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

まず、平成三十年度一般会計予備費(その一)について、その使用事項は、河川等災害復旧事業等に必要経費、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要経費、災害救助等に必要経費等計三十七件で、その使用総額は千九百三十九億円余であります。

次に、平成三十年度一般会計予備費(その二)について、その使用事項は、国選弁護人確保業務等委託に必要な経費及び訟務費の不足を補うために必要な経費二件の計三件で、その使用総額は五億円余であります。

委員会におきましては、両件につき去る四月十三日麻生財務大臣から説明を聴取した後、昨日、質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、平成三十年度一般会計予備費(その一)は全会一致をもって、平成三十年度一般会計予備費(その二)は賛成多数をもって、承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。まず、日程第四につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

日程第六 公職選挙法の一部を改正する法律

案(逢沢一郎君外九名提出)

○議長(大島理森君) 日程第六、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長山本拓君。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(山本拓君登壇)

○山本拓君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、町村の選挙における立候補者の環境の改善を図るもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、町村議会議員選挙及び町村长選挙に係る選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ、ポスターの作成について、条例による選挙公営の対象とすることとしております。

第二に、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁することとしております。

第三に、町村議会議員選挙に供託金制度を導入することとしております。

本案は、去る五月二十九日本委員会に付託され、昨六月一日、提出者逢沢一郎君から提案理由

の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきと決したものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 科学技術基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第七、科学技術基本法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。科学技術・イノベーション推進特別委員長津村啓介君。

科学技術基本法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(津村啓介君登壇)

○津村啓介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、科学技術・イノベーション推進特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申

上げます。

本案は、AIやIoTなど、科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会のあり方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分となっている現状を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図っていくため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は、

第一に、科学技術基本法の法律名を科学技術・イノベーション基本法に改め、法の対象に人文科学のみに係る科学技術及びイノベーションの創出を追加するとともに、イノベーションの創出の定義規定を新設すること、

第二に、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律を改正し、研究開発法人の出資先事業者において共同研究等が実施できる旨を明確化するとともに、中小企業技術革新制度、いわゆる日本版SBIR制度を見直し、本制度の実効性向上のため、内閣府を司令塔とした省庁連携の取組を強化すること、

第三に、科学技術・イノベーション創出の振興に関する司令塔機能の強化を図るため、内閣府設置法を改正し、内閣府に科学技術・イノベーション推進事務局を新設することなどであります。

本案は、去る五月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日竹本國務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨六月一日に質疑を行い、同日、質疑を終局した後、討論、採決を行った結

果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十八分散会

出席国務大臣

財務大臣	麻生太郎君
総務大臣	高市早苗君
経済産業大臣	梶山弘志君
国土交通大臣	赤羽一嘉君
国務大臣	竹本直一君
国務大臣	武田良太君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る五月二十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

森林組合法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る五月二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

大気汚染防止法の一部を改正する法律
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る五月二十九日、内閣から次の報告書を受領した。

ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「令和元年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

三谷 英弘君	佐藤 明男君
村井 英樹君	鈴木 憲和君
中谷 一馬君	神谷 裕君
佐藤 明男君	三谷 英弘君
鈴木 憲和君	村井 英樹君
神谷 裕君	中谷 一馬君

経済産業委員

辞任

補欠

畦元 将吾君	出畑 実君
國場幸之助君	堀内 詔子君
出畑 実君	畦元 将吾君
堀内 詔子君	國場幸之助君

国土交通委員

辞任

補欠

長坂 康正君	熊田 裕通君
古川 元久君	浅野 哲君
熊田 裕通君	長坂 康正君
浅野 哲君	古川 元久君

一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算行政監視委員

辞任

補欠

河井 克行君	杉田 水脈君
蘭浦健太郎君	大隈 和英君
山本 公一君	池田 道孝君
石田 祝稔君	濱村 進君
池田 道孝君	吉川 起君
大隈 和英君	蘭浦健太郎君
杉田 水脈君	河井 克行君
吉川 起君	山本 公一君
濱村 進君	石田 祝稔君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

補欠

大隈 和英君	古田 圭一君
中村 裕之君	堀井 学君
古田 圭一君	大隈 和英君
堀井 学君	中村 裕之君

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

小林 史明君	畦元 将吾君
山下 貴司君	大串 正樹君
畦元 将吾君	中曾根康隆君
大串 正樹君	山下 貴司君
中曾根康隆君	小林 史明君

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

補欠

中村 裕之君	鈴木 貴子君
大串 博志君	川内 博史君
大島 敦君	浅野 哲君
古屋 範子君	江田 康幸君
鈴木 貴子君	武部 新君
武部 新君	務台 俊介君
江田 康幸君	古屋 範子君
務台 俊介君	中村 裕之君
浅野 哲君	大島 敦君
江田 康幸君	大串 博志君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十八日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

補欠

藤井比早之君	秋本 真利君
逢坂 誠二君	大串 博志君
道下 大樹君	本多 平直君
秋本 真利君	藤井比早之君
大串 博志君	逢坂 誠二君
本多 平直君	道下 大樹君

(議案提出)

一、去る五月二十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外九名提出)

一、去る五月二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る五月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外九名提出、衆法第一六号)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る五月二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案

個人情報保護の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る五月二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外九名提出)

(議案通知)

一、去る五月二十八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

森林組合法の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)

一、去る五月二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る五月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

児童相談所における親子再統合に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

マンション管理組合と個人賠償責任保険に関する質問主意書(阿久津幸彦君提出)

ALPS処理水の濃度に考慮されていない核種があることに關する質問主意書(阿部知子君提出)

一、去る五月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新型コロナウイルスに係る特別定額給付金に関する質問主意書(矢上雅義君提出)

賭け麻雀の賭博性に関する質問主意書(岡本充功君提出)

令和二年五月二十五日の総理の記者会見で述べた新型コロナウイルス感染症対策の政府の認識に關する質問主意書(岡本充功君提出)

二〇二一年に開催を目指す東京オリンピック・パラリンピックに關する質問主意書(岡本充功君提出)

旧ソ連抑留死没者遺骨問題に關する質問主意書(長妻昭君提出)

一、昨一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国民生活基礎調査の中止決定に關する質問主意書(阿部知子君提出)

(答弁書受領)

一、去る五月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員津村啓介君提出布製マスクの全戸配布に關する質問に対する答弁書

衆議院議員下地幹郎君提出沖繩科学技術大学院大学(OIST)による沖縄振興への貢献等に關する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出外交青書における北方領土及び日韓関係の記述に關する質問に対する答弁書

令和二年五月十九日提出
質問 第二〇〇号

布製マスクの全戸配布に關する質問主意書

提出者 津村 啓介

布製マスクの全戸配布に關する質問主意書

政府は、令和二年四月七日に閣議決定した緊急経済対策に基づいて、全国の世帯に向けて、一住所当たり二枚ずつ布製マスクを配布することとしている。

布製マスク全戸配布の趣旨として、「店頭でのマスク品薄が続く現状を踏まえて、確保の目途が立った布製マスクを、国民の皆様幅広く、速やかに配布する」とされているにもかかわらず、緊急経済対策の閣議決定後一か月半を経ても配布が準備中とされている都道府県が数多く存在する。

そこで、質問する。

一 政府は、日本郵便から布製マスクの全戸配布状況の報告をどのような形で受けているのか。市町村単位や各戸単位での配布状況の把握は可能か。

二 布製マスクの配布状況について、緊急事態宣言が解除された三十九県については当該解除(五月十四日)までの間の配布済枚数及び配布予定枚数並びに配布予定枚数に占める解除までの配布済枚数の割合を、緊急事態宣言が解除されていない都道府県については最新の配布済枚数及び配布予定枚数並びに配布予定枚数に占める配布済枚数の割合を、政府の把握するところを示した上で、各都道府県における配布完了の時期の見込みを示されたい。

三 布製マスク配布に要する経費は、四百六十六億円であるとされている。また、四月二十四日の会見において菅官房長官がより早く早い調達を目指した結果、マスク調達積算額より少ない九十億円に収まる予定だと述べた、との報道もある。当初四百六十六億円を要するとした際の算定の内訳(運送費、コールセンター費、検品に要した費用、全戸配布向けや妊婦向けの区別等)を示した上で、布製マスクの配布に要する経費の当初の見込みと実際に要した費用との差について政府の評価を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二〇一第二〇〇号

令和二年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員津村啓介君提出布製マスクの全戸配布に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員津村啓介君提出布製マスクの全戸配布に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「布製マスクの全戸配布状況の報告をどのような形で受けているのか」については、厚生労働省において、日本郵便株式会社から、全都道府県における配布枚数の総数について、随時報告を受けていたところ、全都道府県において布製マスクの配布を開始した令和二年五月二十三日以降は、都道府県別の配布状況について、随時報告を受けているところである。お尋ねの「市町村単位や各戸単位での配布状況」については、政府として把握していない。

二について

お尋ねの「布製マスクの配布状況について（中略）政府の把握するところ」については、令和二年五月二十二日までは、都道府県別の配布状況について、日本郵便株式会社から報告を受けていなかったことから、お答えすることは困難であるが、全都道府県における配布予定枚数は約一億二千五百万枚であり、都道府県別の配布状況については、厚生労働省ホームページにおいて

て公表しているところである。

また、お尋ねの「各都道府県における配布完了の時期の見込み」については、今後の布製マスクの調達状況等によるため、一概にお答えすることは困難であるが、可能な限り速やかに配布を完了できるようにしてまいりたい。

三について

布製マスクの全戸配布に係る予算は、令和二年度予算費及び令和二年度一般会計補正予算（第一号）から合計約四百六十六億円を措置しており、その内訳は、布製マスクの購入費が約三百三十八・〇億円、配送料が約百十・一億円、その他の事務に係る費用が約十八・二億円である。令和二年度予算費から措置した約二百三十三億円に係るこれまでの契約金額は、全都道府県における配布予定枚数の約半数を配布するためのものであるが、布製マスクの購入費が約九十九・九億円、配送料が約三十二・五億円、その他の事務に係る費用が約八・六億円であり、予算の効率的な執行に努めているところである。

令和二年五月二十日提出

質問 第二〇一号

沖縄科学技術大学院大学（OIST）による沖縄振興への貢献等に関する質問主意書

提出者 下地 幹郎

沖縄科学技術大学院大学（OIST）による沖縄振興への貢献等に関する質問主意書

今国会で提出した沖縄科学技術大学院大学（OIST）の教育研究及び沖縄振興に関する質問主意書を通じ、OISTが沖縄振興にどのように貢献しているのかを尋ねた。

政府は、これらの質問主意書に対する答弁書において、OISTがシュプリンガー・ネイチャー社の質の高い論文数の割合の世界ランキングで日本の研究機関で第一位、世界の研究機関で第九位になったことや、OISTでの研究成果を活用したベンチャーが二社設立されたこと等をOISTの成果として挙げたが、それらの成果が沖縄振興の重要課題である「沖縄における新たな産業の創出・育成」や「県内人材の雇用増加」、「一人当たりの県民所得の向上」等のように貢献したのかという問いに対しては、「具体的にお示しすることとは困難」として明らかにしなかった。また、ベンチャー二社の具体的な事業内容や収益の現状等についても、個別企業の活動に関する事項であるとして回答しておらず、これではこれらのベンチャーの将来性を推し量ることもできない。

繰り返しになるが、OISTには開学以来、沖縄振興予算から約千四百億円に上る巨費が投じられてきた。特に近年は、沖縄振興予算（当初）が据え置かれ、沖縄振興一括交付金に至っては毎年減額されている中、OISTに対しては新しい研究棟の整備や新規教員の採用等のため毎年約二百億円にのぼる予算が確保されている。そのような中で、OISTが全国最下位の一人当たり県民所得や高い失業率といった沖縄が抱える問題の解決に何も貢献していないのであれば、限られた沖縄振興予算からOIST運営費を支出する意味はない。

については、次の事項について答えられたい。

一 政府が指摘するイノベーション・エコシステムの形成や沖縄の科学技術人材の育成、地域の活性化等といったOISTの沖縄振興への貢献はいずれも、全国最下位の一人当たり県民所得やいびつな産業構造、高失業率といった沖縄が抱える問題の解決に直接的に結びつくものではない。「沖縄における新たな産業の創出・育成」、「県内人材の雇用増加」、「一人当たりの県民所得の向上」、「豊かな住民生活の実現」について、OISTによる貢献を具体的に示せないということは、OISTが上記のような沖縄が抱える問題の解決に何ら貢献していないことを政府が認めたものと解釈してよい。もしOISTがこれらの問題の解決に貢献していると判断するのであれば、その根拠を明確に示されたい。

その上で、OISTの予算を沖縄振興予算から支出し続けることは是非について政府の見解を伺いたい。

二 OISTは、沖縄振興への貢献を検証することができるよう、具体的に定量的な数値目標を事業計画等で設定すべきではないか。政府の見解を示されたい。

三 政府は、OISTの成果の一つとして質の高い論文数の割合の高さを挙げているが、OISTの研究者がOIST在籍中に執筆した論文の

著作権や、取得した特許権等の知的財産権は誰に帰属するかを明らかにされたい。また、把握していないとすれば、把握すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質二〇一第二〇一号

令和二年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員下地幹郎君提出沖縄科学技術大学院大学(〇IST)による沖縄振興への貢献等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員下地幹郎君提出沖縄科学技術大学院大学(〇IST)による沖縄振興への貢献等に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(令和二年五月八日内閣衆質二〇一第一七八号)一についてでお答えしたとおり、沖縄科学技術大学院大学(以下「大学院大学」という。)の取組は、イノベーション・エコシステムの形成、沖縄の科学技術人材の育成や地域の活性化に貢献すること等で、沖縄の振興及び自立的発展に寄与するものと考えていることから、御指摘の「〇ISTの予算を沖縄振興予算に計上しているものである。

二について

お尋ねの「沖縄振興への貢献を検証すること

ができるよう」な「具体的で定量的な数値目標」が具体的にどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、御指摘の「事業計画」においては、大学院大学の取組の進捗を検証することができるよう様々な指標が設定されており、令和二年度のものにおいては、「企業との連携事業数」、「知的財産の事業化」等について、数値を示した指標が設定されているものと承知している。

三について

お尋ねについては、「基本方針・ルール・手続き」と題する大学院大学の内部規則において、「本学の教員・・・若しくは職員による本学の職務遂行の過程において、若しくは、本学の資源の「単なる付随的な利用を超える利用」によつて・・・着想された、創作された、開発された、又は最初に全体若しくは一部が実施された、全ての知的財産は、特別の規定がない限り、原則として本学に帰属します」とされているものと承知している。

令和二年五月二十日提出
質問 第二〇二号

外交青書における北方領土及び日韓関係の記述に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

外交青書における北方領土及び日韓関係の記述に関する質問主意書

令和二年五月十九日、持ち回り閣議において令

和二年版外交青書が報告された。この外交青書の記述内容における政府の見解を確認したいことから、以下質問する。

一 北方領土について、昨年の外交青書では、それまで継続的に明記されていた「北方四島は日本に帰属する」との記述を削除していたにもかかわらず、令和二年版では「北方領土は我が国が主権を有する島々」と記述した理由は何か、具体的に回答されたい。特に、過去の外交青書における「北方四島」との表現ではなく「北方領土」との表現で記述した理由を伺いたい。

二 令和二年版外交青書における「北方領土」とは、北海道根室振興局管内に属する択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の四島を指すのか。また、政府は、この四島を「我が国が主権を有する島々」とであると認識しているのか。

三 日韓関係について、昨年までの過去二年分の外交青書において「韓国は重要な隣国」との記述を削除していたにもかかわらず、令和二年版の外交青書において「韓国は重要な隣国」との記述を復活させた理由は何か、具体的に回答されたい。
右質問する。

内閣衆質二〇一第二〇二号

令和二年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出外交青書における北方領土及び日韓関係の記述に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出外交青書における北方領土及び日韓関係の記述に関する質問に対する答弁書

一について

北方四島の置かれた状況についての政府の法的評価は一貫しており、北方領土問題に関する政府の法的立場に変わりはない。

その上で、御指摘の「外交青書」は、平成三十一年及び令和元年における我が国の外交活動を総合的に勘案した上で作成されたものである。

二について

御指摘の「外交青書」にいう「北方領土」は、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島のことであり、また、我が国が主権を有する島々である。

三について

御指摘の「外交青書」は、平成二十九年、平成三十年並びに平成三十一年及び令和元年における我が国の外交活動を総合的に勘案した上で作成されており、お尋ねの「記述」についても、日韓関係をめぐる様々な状況を総合的に勘案した上で記載されたものである。

道路交通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

令和二年四月三日

参議院議長 山東 昭子

衆議院議長 大島 理森殿

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条」を「第九十一条の二に」、「第二百二条の二」を「第二百二条の三」に、「第二百八条の三十二の二」を「第二百八条の三十二の三」に改める。

第二条第三項第二号中「若しくは」を「又は」、「又は二輪」を「二輪」に改め、「の自転車」の下に「その他車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両」を加える。

第十七条第三項中「自転車」を「自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両(これらの車両で)」に改め、同条の付記中「第四項」を「第三項」に、「第一百九条第一項第二号の二」を「第一百九条第一項第二号の二 第四項については第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第十一号イ、第百十九條第一項第二号の二に改める。

第二十四条の付記中「第百十九條第一項第一号

の三」を「第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第十一号ロ、第百十九條第一項第一号の三」に改める。

第二十六條の付記中「第百十九條第一項第一号の四」を「第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第十一号ハ、第百十九條第一項第一号の四」に改める。

第二十六條の二の付記中「第二項については」の下に「第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第十一号ニ」を加える。

第二十八條の付記中「第百十九條第一項第二号の二」を「第一項及び第四項については第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第十一号ホ、第百十九條第一項第二号の二 第二項及び第三項については第百十九條第一項第二号の二に改める。

第四十四條ただし書を削り、同条第一号中「勾配を勾配」に改め、同条第二号中「まがりかど」を「曲がり角」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。

二 道路運送法第三條第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車(同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五條第一

項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九條の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。又は同法第七十八條第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車(同項において「自家用有償旅客運送自動車」という。が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき(当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するためにより支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第九條第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に係る旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。))。

第四十四條の付記中「第百十九條の二第一項第一号」を「第一項については第百十九條の二第一項第一号に改める。

第四十五條の二第一項及び第四十六條中「第四十四條」を「第四十四條第一項」に改める。

第四十九條の三第一項中「乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において運行時間を調整するため駐車する」を「第四十四條第二項各号に掲げる」に、「又は

トロリーバスの」を「若しくはトロリーバス又は当該一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運送自動車の」に改める。

第四十九條の六中「第四十四條各号」を「第四十四條第一項各号」に、「同条」を「同項」に改める。

第五十條の二中「第五十一條の二まで」を「この条、次条」に、「第四十四條」を「第四十四條第一項」に改める。

第五十一條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(違法駐車に対する措置)」を付し、同条第一項中「第四十四條」を「第四十四條第一項」に改め、「次条第一項及び」を削り、同条第十五項及び第二十二項中「第五十一條の二まで」を「この条及び次条」に改める。

第五十一條の二を削る。

第五十一條の二の二中「第五十一條」を「前条」に改め、同条を第五十一條の二とする。

第五十一條の四第一項中「違法駐車行為」の下に「(違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為をいう。第四項及び第十六項において同じ。)」を加える。

第五十二條の付記中「第二項については」の下に「第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第十一号ハ」を加える。

第五十四條の付記中「第二項については」の下に「第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第十一号ト」を加える。

「第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第二十一号、第百十九條第一項第九号」に改める。 第七十一條第五号の四中、「第七十一條の五第二項」を、「第七十一條の五第一項」に改め、「表示自動車」の下に「第七十一條の五第一項、第七十一條の六第一項若しくは第八十七條第三項に規定する標識を付けた準中型自動車又は」を加え、「又は第七十一條の六第一項に規定する標識を付けた準中型自動車」を削る。 第七十一條の五第二項中「普通自動車免許」を「準中型自動車免許又は普通自動車免許」に改める。 第七十二條の二第三項中「第五十一條の二の二」を「第五十一條の二の二」に、「第五十一條の二の二」を「次条に」に、「第五十一條の二の二」を「この条及び次条」に、「第五十一條の二の二第二項」を「第五十一條の二第一項」に改める。 第七十五條第一項第七号中「第四十四條を」第四十四條第一項に改める。 第七十五條の四の付記中「第百二十條第一項第十二号」を「第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第二十一号、第百二十條第一項第十二号」に改める。 第七十五條の八第二項中「第五十一條及び第五十一條の二の二」を「第五十一條の二」に改め、同条の付記中「第一項については」の下に「第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第二十一号又、」を加える。 第八十七條第二項中「を除く。」その他を「及び	二十一歳に満たない者を除く。）その他」に改める。 第九十條第一項第七号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項第三号中「又は第三号」を「第三号又は第六号」に改める。 第六章第二節第九十一條の次に次の一條を加える。 （申請による免許の条件の付与等） 第九十一條の二 免許を受けた者は、その者の住所を管轄する公安委員会に対し、免許に、その者が運転することが出来る自動車等の種類を限定する条件その他の条件であつて、交通事故を防止し、若しくは交通事故による被害を軽減することに資するものとして内閣府令で定めるものを付し、又はこれを変更することを申請することができる。 2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、当該申請に係る免許に条件を付し、又は当該申請に係る免許に付されている条件を変更するものとする。 3 公安委員会は、第一項の規定による条件の変更の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、当該変更をすることが適當であるかどうかについて審査を行うことができる。 4 前三項に定めるもののほか、第二項の規定による免許の条件の付与及び変更について必要なる事項は、内閣府令で定める。 （罰則）第二項については第百十九條第一項	第十五号) 第九十三條第二項中「第九十一條」の下に「又は第九十一條の二第二項」を加える。 第九十六條第二項中「三年」の下に「（政令で定める教習を修了した者にあつては、一年）」を加え、同条第三項中「二年」の下に「（政令で定める教習を修了した者にあつては、一年）」を加え、同条第五項第一号及び第二号中「二十一歳」の下に「（政令で定める教習を修了した者（第百四條の二の四第一項又は第二項の規定により特例取得免許の取消しを受けた者その他の政令で定める者を除く。）にあつては、十九歳）」を加え、「ものにあつては、二年」を「（経験を有するものにあつては二年、政令で定める教習を修了したものにあつては一年）」に改める。 第九十七條の二第一項第三号中「第百八條の二第一項第十一号及び第十二号において」を「以下」に、「講習を」を「講習又は教育を」に改め、同号イ中「者」の下に「（普通自動車対応免許を受けようとする者であつて大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（以下この条及び第百一條の四において「普通自動車等」という。）の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反の状況等を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限り、同日前一年以内に第百二條第一項から第四項	までの規定により診断書（同項に規定する診断書にあつては、その者が第百三條第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。ロ及びハ並びに第百一條の四第二項において同じ。）を提出した者その他公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五條の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）又は第百八條の三十二の三第一項第三号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査等」という。）を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者を除く。）を加え、「公安委員会」を「認知機能検査等、公安委員会」に、「介護保険法第五條の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）を「普通自動車等の運転について必要な技術」に、「以下「認知機能検査」を「同号ロ及び第百十二條第一項第五号の四において「運転技能検査」という。）又は第百八條の三十二の三第一項第三号ロに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査等」に改め、「当該認知機能検査の結果に基づいて行う」を削り、「講習」の下に「同条第二項の規定による講習（同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。ロから二までにおいて同じ。）又は第百八條の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程（同項第三号ロに掲げる基準に適合するものに限る。
---	--	--	---

口から二までにおいて同じ。」を加え、同号ハ中「及び口」を「から二まで」に、「講習又は国家公安委員会規則で定める基準に適合する」を「講習」に改め、「よる講習の下に」(同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。)又は第百八条の三十二の二第二項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程(同項第三号に掲げる基準に適合するものに限る。))を加え、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「イ」の下に「からハまで」を、「講習」の下に、「同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第二項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程」を加え、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。	書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者(普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当し、かつ、同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した者その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者であるものに限る。)運転技能検査等及び第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第二項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程	第百一条の三第一項中「及び第二項に」を「から第三項までに」に改め、同項ただし書中「及び第二項並びに」を「から第三項まで及び」に改める。 第百一条の四第二項中「以内に」の下に「第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した場合その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内に」を加え、「が行つた認知機能検査」を「又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等」に改め、同項後段を削り、同条第三項第二号中「もの」の下に「普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。」を加え、「前項」を「第二項」に、「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同項に次の一号を加える。	3 前二項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの(普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。)は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査等を受けていなければならない。
ロ 第百八条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者(普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当するもの及び同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した者その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者を除く。)認知機能検査等及び第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第二項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程	第九十七条の二第二項第五号中「第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において」を「以下に、「ハ」を「ホ」に、「講習」を「講習又は教育」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 公安委員会は、前項第三号又は第五号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、同項の規定にかかわらず、同項第三号又は第五号に定める運転免許試験を免除しないことができる。 第九十九条の二第四項第二号ハ及び二中「第百十七条の二の二第十一号」を「第百十七条の二の二第十二号」に改める。	三 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの(普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。)前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けていなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項第百一条の四中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。	4 公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証の更新をしないことができる。 第百一条の七第一項中「より認知機能検査」を「より認知機能検査等」に改め、同条第三項中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同条第四項中「より認知機能検査」を「より認知機能検査等」に、「当該認知機能検査」を「当該認知機能検査等」に、「において受けた認知機能検査」を「において受

けた認知機能検査等」に改め、「同項の規定により受けた認知機能検査の結果に基づいて」を削る。

第二百一条第一項中「より認知機能検査を」より「認知機能検査等」に、「当該認知機能検査を」を「当該認知機能検査等」に改め、同項第一号中「第三項」を「第四項」に改め、「診断書」の下に「同項に規定する診断書にあつては、その者が同号に該当するかどうかを診断したものに限る。」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項及び第三項中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同条第四項中「行」を「行い」、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずる」に改め、同条第七項ただし書を削る。

第六章第五節中第二百二条の二の次に次の一条を加える。

(基準該当若年運転者の受講義務)
第二百二条の三 特例取得免許(第八十八条第一項第一号の規定により十九歳から大型免許を受けることができる者に該当して受けた大型免許若しくは十九歳から中型免許を受けることができる者に該当して受けた中型免許又は第九十六条第五項第一号若しくは第二号の規定により十九歳から第二種免許の運転免許試験を受けることができる者に該当して受けた第二種免許をいい、政令で定めるものを除く。以下同じ。)を現に受けている者であつて、特例取得免許を最初

に受けた日から二十一歳に達するまでの間(特例取得免許を受けていない期間及び二十歳に達した日以後特例取得免許のうち中型免許のみを受けている期間を除く。以下「若年運転者期間」という。)に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつたもの(第八十八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第八十四条の二の四第二項の政令で定める基準に該当することとなつた者を除く。以下「基準該当若年運転者」という。)が、第八十八条の三の三の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間(講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月を超えることとなるまでの間に同号に掲げる講習を受けなければならない。

第二百二条第一項ただし書中「前条」を「第二百二条の二」に改め、同項第三号中「覚せい剤を」を「覚醒剤」に改め、同条第二項第三号中「又は第三号」を「第三号又は第六号」に改め、同条第四項中「前条」を「第二百二条の二」に改める。

第二百二条の二の三第一項中「同条第一項から第三項まで」を「これら」に改め、同条第三項中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条第四項中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同条第五項中「前条」を「第二百二条の二」に、「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(若年運転者期間に係る取消し)
第二百二条の二の四 第八十八条の三の三の規定による通知を受けた者が第二百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときは、その者の住所地为管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許(自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が同条の政令で定める基準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。)を取り消さなければならない。

2 第八十八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者が受けている特例取得免許第一項又は第二項に規定する時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。)を取り消さなければならない。この場合において、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定

3 公安委員会は、前二項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に関する第六項本文において準用する第八十四条の意見の聴取を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所地为管轄する公安委員会に内閣府令で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

4 前項の処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、第八十八条の三の三の規定による通知を受けた者が第二百二条の三の規定に違反して講習を受けなかったとき又は第八十八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第二項の政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者が受けている特例取得免許第一項又は第二項に規定する時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。)を取り消さなければならない。この場合において、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定

にかかわらず、その者の特例取得免許を取り消すことができない。

5 第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合について準用する。

6 第四項の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消す場合について準用する。ただし、第一項又は第四項（第八十二条の三の規定による通知を受けた者が第八十二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときに係る部分に限る。）の規定により特例取得免許を取り消す場合においては、第八十二条第三項の規定は、準用しない。

7 第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

第八十二条の三第一項中「前条第一項を」を「第八十二条の三第一項に」、「第三項又は」を「第三項、」に改め、「第八十二条第四項」の下に「又は前条第一項、第二項若しくは第四項」を加える。
第八十二条中「第九十一条」の下に「若しくは第九十一条の二第二項」を、「第八十二条第四項」の下に「第八十二条の二の四第一項、第二項若しくは第四項」を加え、「第三項まで」を「第四項まで」に、「若しくは第十三号」を「第十三号若しくは第十四号」に改める。

第八十二条の二第二項中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

第七十七条第二項中「第四項」の下に、「第八十二条の二の四第一項、第二項若しくは第四項」を加える。

第七十七条の五第二項第三号中「又は第三号」を「第三号又は第六号」に改め、同条第九項中「前条」を「第八十二条の二」に改める。

第八十二条の二第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 基準該当若年運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習

第八十二条の二第三項中「まで若しくは」を「まで」、「第十四号まで」を「第十三号まで若しくは第十五号」に改め、同条第四項及び同条の付記を削る。

第八十二条の三の五を第八十二条の三の六とする。

第八十二条の三の四中「第八十二条の二第一項第十四号」を「第八十二条の二第一項第十五号」に改め、同条を第八十二条の三の五とする。

第八十二条の三の三第一項中「前条を」を「前二条」に改め、同条の付記中「第八十二条の五第三号」を「第八十二条の五第二号」に改め、同条を第八十二条の三の四とし、第八十二条の三の二の次に次の一条を加える。

（若年運転者講習の手続）

第八十二条の三の三 公安委員会は、内閣府令で定

めるところにより、基準該当若年運転者に対し、その者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第八十二条の三の政令で定める基準に該当することとなつた後速やかに、第八十二条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を行う旨を書面で通知しなければならない。

第八十二条の四第一項第一号中「者」の下に「第三号及び」を加え、同項第二号中「者（次条）」を「者（同条）」に改め、同項に次の一号を加える。

三 若年運転者講習 運転適性指導員が置かれていることその他若年運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

第八十二条の四第二項中「又は初心運転者講習」を「初心運転者講習又は若年運転者講習」に改める。

第八十二条の五第一項中「取消処分者講習」の下に「又は若年運転者講習」を加える。

第八十二条の七の付記、第八十二条の十八の付記及び第八十二条の三十一の付記中「第八十二条の五第三号」を「第八十二条の五第二号」に改める。

第八十二条の三十二の二の見出しを「（運転免許取得者等教育の認定）」に改め、同条第一項中「受けている者」の下に「又は特定失効者若しくは特定取消処分者」を加え、「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同項第三号を次のように改める。

うに改める。

三 当該課程が、交通安全教育指針に従つて行われるものであり、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 第八十二条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ロ 第八十二条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ハ イ及びロに掲げるもののほか、運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせる効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

第八十二条の三十二の二第三項から第五項までの規定中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、第六章の四中同条の次に次の一条を加える。

（運転免許取得者等検査の認定）

第八十二条の三十二の三 免許を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するための検査（以下「運転免許取得者等検査」という。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取

「転免許取得者等教育」に改め、「第三項」の下に
第百八条の三十二の三（運転免許取得者等検査

後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第三条から前条まで及び附則第十一条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第十条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「若しくは第三号」を「第三号若しくは第六号」に改める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(自動車運転代行行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十二条 自動車運転代行行業の業務の適正化に関

する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表第七十五条第一項第七号の項及び第百十九条の二第一項第三号の項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第十三条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号口中「第五十一条の二第二項」を「第五十一条の四第一項」に改める。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、一定の要件に該当する高齢運転者に対する運転技能検査制度及び申請により運転免許に条件を付することができる制度の導入を行うとともに、第二種運転免許等の受験資格の見直し、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則の創設等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

(一) 七十五歳以上の者のうち一定の基準に該当するものは、運転免許証の更新を受けようとする場合には、運転技能検査を受けていなければならないこととするともに、その結果が一定の水準に達しない者に対

し、公安委員会は運転免許証の更新をしな

いことができることとする。

(二) 運転免許を受けた者は、公安委員会に対し、運転免許に、その者が運転することが

できる自動車等の種類を一定の安全運転サ

ポート車に限定するなどの条件を付すること

を申請することができることとする。

2 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

(一) 一定の教習を修了した者は、十九歳以上であり、かつ、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して一年以上である場合には、受験資格の特例として、第二種運転免許の運転免許試験を受けることができることとする。

(二) (一)の特例により取得した免許を現に受けている者であつて、自動車等の運転に関し道路交通法の規定等に違反する行為をし、一定の基準に該当することとなったものに

4 その他の規定の整備

乗合自動車の停留所等における駐車禁止から除外する対象の拡大、車輪止め装置の取付けの措置による違法駐車行為の防止に係る規定の削除等を行うこと。

5 この法律の施行期日は、高齢運転者対策の推進に関する規定の整備、運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備等については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日、悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備については公布の日から起算して二十日を経過した日、その他の規定の整備については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日とすること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、一定の要件に該当する高齢運転者に対する運転技能検査制度及び申請により運転免許に条件を付することができる制度の導入を行うとともに、第二種運転免許等の受験資格の見直し、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則の創設等を行うものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和二年五月二十九日
内閣委員長 松本 文明
衆議院議長 大島 理森殿

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和二年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋二

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律

(航空法の一部改正)

第一条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「登録」を「航空機の登録」に、「第九章 無人航空機(第百三十二条―第百三十二条

の三)」を「
第一節 無人航空機の登録(第百三十二節 無人航空機の飛行(第百三

十一條の三―第百三十一條の十四)に改める。
十二條―第百三十二條の三)」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 航空機の登録

第三十九条第一項第一号中「第四十七条第一項」を「第三号」に改め、「第三号において同じ。」を削り、同項第三号中「第四十七条第一項の保安上の基準」を「第四十七条第二項に規定する機能確保基準(空港にあつては、当該機能確

保基準及び基本方針)」に改める。

第四十七条第一項中「保安上の基準(空港にあつては、当該基準及び基本方針)」を「空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項の基準」を「機能確保基準」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の基準(以下「機能確保基準」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項

二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項

三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項

四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項

五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第十一条第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項

臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項

第四十七条の二の見出し及び同条第一項中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改め、同条第二項中「空港保安管理規程は、前条第一項の保安上の基準」を「空港機能管理規程は、機能確保基準」に、「保安を」を「機能を」に改め、同条第三項中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める。

第四十七条の三第一項中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める。

第四十八条ただし書及び第四号中「第四十七条第一項の保安上の基準」を「機能確保基準」に改める。

第五十五条の二第二項中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める。

第九章中第百三十二条の前に次の一節及び節名を加える。

第一節 無人航空機の登録
(登録)

第百三十一条の三 国土交通大臣は、この節で定めるところにより、無人航空機登録原簿に無人航空機の登録を行う。

(登録の一般的効力)

第百三十一条の四 無人航空機は、無人航空機登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合その他の国土交通

省令で定める場合は、この限りでない。

(登録の要件)

第百三十一条の五 無人航空機のうちその飛行により航空機の航行の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全が著しく損なわれるおそれがあるものとして国土交通省令で定める要件に該当するものは、登録を受けることができない。

(登録を受けていない無人航空機の登録)

第百三十一条の六 登録を受けていない無人航空機の登録は、所有者の申請により無人航空機登録原簿に次に掲げる事項を記載し、かつ、登録記号を定め、これを無人航空機登録原簿に記載することによつて行う。

一 無人航空機の種類

二 無人航空機の型式

三 無人航空機の製造者

四 無人航空機の製造番号

五 所有者の氏名又は名称及び住所

六 登録の年月日

七 使用者の氏名又は名称及び住所

八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 国土交通大臣は、申請者に対し、前項の規定による申請の内容が真正であることを確認するため必要な無人航空機の写真その他の資料の提出を求めることができる。

3 国土交通大臣は、第一項の登録をしたときは、申請者に対し、登録記号その他の登録事

項を国土交通省令で定める方法により通知しなければならない。 (登録記号の表示等の義務) 第三百三十一条の七 前条第一項の登録を受けた無人航空機(以下「登録無人航空機」という。)の所有者は、同条第三項の規定により登録記号の通知を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく当該無人航空機に当該登録記号の表示その他の当該無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じなければならない。	の七第一項に規定する措置が講じられていないものとならないように維持しなければならない。	る。 一 前条の規定による命令に違反したとき。 二 不正の手段により第三百三十一条の六第一項の登録又は第三百三十一条の八第一項の登録の更新を受けたとき。	項を加える。 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める飛行を行う場合 二 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合 第三百三十二条の二ただし書を削り、同条に次の一項を加える。 2 前項の規定にかかわらず、無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる場合には、同項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることができる。 一 前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める場合 二 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める場合
2 登録無人航空機には、前項に規定する措置を講じなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、第三百三十一条の四ただし書の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。 (登録の更新) 第三百三十一条の八 第三百三十一条の六第一項の登録は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 2 第三百三十一条の六第二項及び第三項の規定は、前項の登録の更新について準用する。 (使用者の整備及び改造の義務) 第三百三十一条の九 登録無人航空機の使用者は、登録無人航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該登録無人航空機を第三百三十一条の五の規定により登録を受けることができないもの又は第三百三十一条	2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を無人航空機登録原簿に登録しなければならない。 (是正命令) 第三百三十一条の十一 国土交通大臣は、登録無人航空機が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録無人航空機の所有者又は使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 一 第三百三十一条の五の規定により登録を受けることができないものとなつたとき。 二 第三百三十一条の七第一項に規定する措置が講じられていないものとなつたとき。 (登録の取消) 第三百三十一条の十二 国土交通大臣は、登録無人航空機の所有者又は使用者が次の各号のいずれか(使用者にあつては、第一号)に該当するときは、その登録を取り消すことができる。	一 登録無人航空機が滅失し、又は登録無人航空機の解体(整備、改造、輸送又は保管のためにする解体を除く。)をしたとき。 二 登録無人航空機の存否が二箇月間不明になつたとき。 三 登録無人航空機が無人航空機でなくなつたとき。 2 国土交通大臣は、前項の申請があつたとき、第三百三十一条の八第一項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消し、その旨を所有者に通知しなければならない。 (国土交通省令への委任) 第三百三十一条の十四 この節に定めるもののほか、無人航空機の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。 第二節 無人航空機の飛行 第三百三十二条ただし書を削り、同条に次の一	二 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合 第三百三十二条の二ただし書を削り、同条に次の一項を加える。 2 前項の規定にかかわらず、無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる場合には、同項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることができる。 一 前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める場合 二 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める場合

いことについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させる場合

第三百三十二条の三中「第一号」を「第一項第一号」に改める。

第三百三十四条第一項中、「航空機使用事業」の下に「無人航空機の所有若しくは使用」を加え、同項第九号中「飛行」を「所有者、使用者若しくは飛行」に改める。

第三百三十五条第二十号及び第二十一号中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改め、同条に次の二号を加える。

二十三 第三百三十一条の六第一項の登録を申請する者

二十四 第三百三十一条の八第一項の登録の更新を申請する者

第三百三十五条の次に次の一条を加える。
(指定立替納付者による納付)

第三百三十五条の二 国土交通大臣は、前条の規定により手数料を納付しようとする者次項において「納付予定者」という。から、当該手数料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足る財産的基礎を有することその他の国土交通省令で定める要件に該当する者として国土交通大臣が指定するもの(以下この条において「指定立替納付者」という。)をして当該手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出があつた場合には、その申出を受けることが手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2 納付予定者が前項の申出をした場合において、指定立替納付者が当該納付予定者の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該手数料の納付があつたものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、指定立替納付者による納付の手続その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四百四十三条及び第四百四十四条から第四百四十五条の二までの規定中「ときは」の下に「その違反行為をした者は」を加える。

第四百四十五条の三中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第四百四十六条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第四百四十七条第一項中「者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「違反して」を「違反して」に、「者についても」を「ときにおけるその違反行為をした者についても」に改める。

第四百四十八条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に、「者」を「とき」に改め、同条第五号中「者」を「とき」に改める。
第四百四十八条の二中「次の」を「次の」に改め、「ときは」の下に「その違反行為をした者は」を加える。

第五百五十条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第五百五十五条中「一に該当する」を「いずれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第五百五十六条第一項中「次の」を「次の」に改め、「ときは」の下に「その違反行為をした者は」を加え、同条第二項中「した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第五百五十七条第一項中「次の」を「次の」に改め、「ときは」の下に「その違反行為をした者は」を加え、同条第二項中「同条第三項」に改め、「ときは」の下に「その違反行為をした者は」を加える。

第五百五十七条の二中「第二百二十九条の五」を「第二百二十九条の五」に改め、「ときは」の下に「その違反行為をした者は」を加える。

第五百五十七条の三中「次の各号の一に該当するときは」を「次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者」に改める。

第五百五十七条の六中「した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第五百五十七条の七とする。

第五百五十七条の五中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第五号中「第二百三十二条の二十号」を「第二百三十二条の二十号」に、「者」を「とき」に改め、同条を同条第七号とし、同条第四号中「第二百三十二条の二十九号」を「第二百三十二条の第二十一項」に改める。

第九号に、「者」を「とき」に改め、同条を同条第六号とし、同条第三号中「第二百三十二条の二十四号」を「第二百三十二条の第二十一項第四号」に、「者」を「とき」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号中「第二百三十二条の第二十二号」を「第二百三十二条の第二十一項第二号」に、「者」を「とき」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号中「第二百三十二条」を「第二百三十二条第一項」に、「者」を「とき」に改め、同条を同条第三号とし、同条の前に次の二号を加える。

一 第三百三十一条の七第二項の規定に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。
二 第三百三十一条の十一(第一号に係る部分に限る。)の規定による命令に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。
第三百五十七條の五を第三百五十七條の六とする。

第三百五十七條の四の前の見出しを削り、同条中「第二百三十二条の二第一号」を「第二百三十二条の二第一項第一号」に改め、同条を第三百五十七條の五とする。

第三百五十七條の三の次に次の見出し及び一條を加える。
(無人航空機の飛行等に関する罪)

第三百五十七條の四 第三百三十一条の四の規定に違反して、無人航空機を航空の用に供したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七條 国土交通大臣は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港のうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止

することが必要であると認めるものを、対象空港として指定することができる。この場合において、国土交通大臣は、併せて当該対象空港の敷地又は区域を指定するものとする。 2 国土交通大臣は、前項の規定により対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定するときは、当該対象空港の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象空港に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。	7 国土交通大臣は、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中航空法第百四十三条及び第百四十四条から第百四十五条の二までの改正規定、同法第百四十五条の三の改正規定、同法第百四十六条の改正規定、同法第百四十七条の改正規定、同法第百四十八条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、同法第百四十八条の二の改正規定、同法第百五十条の改正規定、同法第百五十五条の改正規定、同法第百五十六条の改正規定、同法第百五十七条の改正規定、同法第百五十七条の三の改正規定、同法第百五十七条の六の改正規定(したの下に「ときは、その違反行為をした」を加える部分に限る。)、同法第百五十七条の五の改正規定(「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える部分及び同条各号に係る部分(「者」を「とき」に改める部分に限る。))に限る。並びに同法第百五十八条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。並びに第二条の規定並びに次条並びに附則第五条、第八条(自衛	隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第九十五条の四の改正規定に限る。及び第十四条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日 二 第一条中航空法第三十九条第一項の改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十七条の二(見出しを含む。))の改正規定、同法第四十七条の三第一項の改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第五十五条の二第二項の改正規定、同法第百三十二条の改正規定、同法第百三十二条の三の改正規定、同法第百三十五条第二十号及び第二十一号の改正規定、同法第百四十八条第四号の改正規定(「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める部分に限る。)、同法第百五十七条の五の改正規定(同条第五号中「第百三十二条の二第十号」を「第百三十二条の二第一項第十号」に改める部分、同条第四号中「第百三十二条の二第九号」を「第百三十二条の二第一項第九号」に改める部分、同条第三号中「第百三十二条の二第四号」を「第百三十二条の二第一項第四号」に改める部分、同条第二号中「第百三十二条の二第二号」を「第百三十二条の二第一項第二号」に改める部分及び同条第一号中「第百三十二条」を「第百三十二条第一項」に改める部分に限る。)、同法第百五十七条の四の改正規定(「第百三十二条の二第一号」を「第百三十二条の二第一項第一号」に改める部分に限る。並びに同法第百五十八条第一号の改正規定(「第百三十二条の二第一項第一号」に改める部分に限る。))及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の 四十七條第二項を「第四十七條第三項」に改める部分に限る。))並びに附則第四条、第六条第一項、第八条(自衛隊法第百七条第一項中「第百三十二条の二第五号」を「第百三十二条の二第一項第五号」に改める改正規定に限る。)、第十一條及び第十二條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 三 第一条中航空法第百三十五条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第九条及び第十條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日 四 附則第十三條の規定 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)の施行の日又は第二号に掲げる規定の施行の日(次条において「第二号施行日」という。)のいずれか遅い日 (航空法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の航空法(以下「新航空法」という。))第四十七條の二第一項(附則第十二條の規定による改正後の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)第七條第二項及び附則第六條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定による届出は、第二号施行日前においても、新航空法第四十七條の二第一項の規定の例により行うことができる。 2 前項の規定による届出は、第二号施行日以後
3 国土交通大臣は、第一項の規定により対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象空港に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官と協議しなければならない。 4 国土交通大臣は、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象空港の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。	一 第一条中航空法第百四十三条及び第百四十四条から第百四十五条の二までの改正規定、同法第百四十五条の三の改正規定、同法第百四十六条の改正規定、同法第百四十七条の改正規定、同法第百四十八条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、同法第百四十八条の二の改正規定、同法第百五十条の改正規定、同法第百五十五条の改正規定、同法第百五十六条の改正規定、同法第百五十七条の改正規定、同法第百五十七条の三の改正規定、同法第百五十七条の六の改正規定(したの下に「ときは、その違反行為をした」を加える部分に限る。)、同法第百五十七条の五の改正規定(「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える部分及び同条各号に係る部分(「者」を「とき」に改める部分に限る。))に限る。並びに同法第百五十八条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。並びに第二条の規定並びに次条並びに附則第五条、第八条(自衛	四十七條第二項を「第四十七條第三項」に改める部分に限る。))並びに附則第四条、第六条第一項、第八条(自衛隊法第百七条第一項中「第百三十二条の二第五号」を「第百三十二条の二第一項第五号」に改める改正規定に限る。)、第十一條及び第十二條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 三 第一条中航空法第百三十五条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第九条及び第十條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日 四 附則第十三條の規定 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)の施行の日又は第二号に掲げる規定の施行の日(次条において「第二号施行日」という。)のいずれか遅い日 (航空法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の航空法(以下「新航空法」という。))第四十七條の二第一項(附則第十二條の規定による改正後の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)第七條第二項及び附則第六條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定による届出は、第二号施行日前においても、新航空法第四十七條の二第一項の規定の例により行うことができる。 2 前項の規定による届出は、第二号施行日以後
5 国土交通大臣は、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなったと認めるときは、直ちに当該指定を解除しなければならない。 6 第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。	一 第一条中航空法第百四十三条及び第百四十四条から第百四十五条の二までの改正規定、同法第百四十五条の三の改正規定、同法第百四十六条の改正規定、同法第百四十七条の改正規定、同法第百四十八条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、同法第百四十八条の二の改正規定、同法第百五十条の改正規定、同法第百五十五条の改正規定、同法第百五十六条の改正規定、同法第百五十七条の改正規定、同法第百五十七条の三の改正規定、同法第百五十七条の六の改正規定(したの下に「ときは、その違反行為をした」を加える部分に限る。)、同法第百五十七条の五の改正規定(「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える部分及び同条各号に係る部分(「者」を「とき」に改める部分に限る。))に限る。並びに同法第百五十八条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。並びに第二条の規定並びに次条並びに附則第五条、第八条(自衛	四十七條第二項を「第四十七條第三項」に改める部分に限る。))並びに附則第四条、第六条第一項、第八条(自衛隊法第百七条第一項中「第百三十二条の二第五号」を「第百三十二条の二第一項第五号」に改める改正規定に限る。)、第十一條及び第十二條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 三 第一条中航空法第百三十五条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第九条及び第十條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日 四 附則第十三條の規定 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)の施行の日又は第二号に掲げる規定の施行の日(次条において「第二号施行日」という。)のいずれか遅い日 (航空法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の航空法(以下「新航空法」という。))第四十七條の二第一項(附則第十二條の規定による改正後の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)第七條第二項及び附則第六條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定による届出は、第二号施行日前においても、新航空法第四十七條の二第一項の規定の例により行うことができる。 2 前項の規定による届出は、第二号施行日以後

令和二年六月二日 衆議院會議録第三十号

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

は、新航空法第四十七条の二第一項の規定による届出とみなす。

第三条 新航空法第三百三十一条の六第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、その申請を行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新航空法第三百三十一条の五及び第三百三十一条の六の規定の例により、その登録をすることができ、この場合において、その登録を受けた者は、施行日に同条第一項の登録を受けたものとみなす。

3 第一項の規定による登録を申請しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

4 新航空法第三百三十五条の二の規定は、前項の手数料の納付について準用する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条及び附則第十条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、新航空

法第四十七条及び第四十七条の二の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、先端的な情報通信技術を効果的に活用して無人航空機（航空法第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。以下この項において同じ。）の登録の手続の一層の円滑化及び迅速化を図ることなど、無人航空機の飛行の安全に一層寄与し、かつ、無人航空機を使用する事業の健全な発展に資する先端的な技術の活用に関する施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部改正）

第七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「第三百三十一条」の下に、「第三百三十一条の四、第三百三十一条の七」を加える。

（自衛隊法の一部改正）

第八条 自衛隊法の一部を次のように改正する。
第九十五条の四中「第九条第三項第三号」を「第十条第三項第三号」に改める。

第七十七条第一項中「第九十条の下に」、「第三百三十一条の四、第三百三十一条の七」を加え、「第三百三十二条の二第五号」を「第三百三十二条の二第五号」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百十八の項中「第八条」を「第八条第一項」に、「又は同法」を「同法」に改め、「許可」の下に、「同法第三百三十一条の六第一項の登録、同法第三百三十一条の八第一項の登録の更新、同法第三百三十一条の十第一項の届出又は同法第三百三十一条の十三第一項の登録の抹消」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の百十八の項中、「同法第三百三十一条の六第一項の登録、同法第三百三十一条の八第一項の登録の更新、同法第三百三十一条の十第一項の届出又は同法第三百三十一条の十三第一項の登録の抹消」とあるのは、「又は無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律

（令和二年法律第一号）附則第三条第二項の登録とする。

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正）

第十一条 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正）

第十二条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第十二条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

（第十七条第一号中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改め、同条第二号中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める。）

附則第六条第一項中「から第四十七条の三まで」を「（第二項第五号を除く）、第四十七条の二及び第四十七条の三」に、「（「空港」に）を「（「空港等及び航空保安施設」に、）に）を「及び同条第三号」に規定する共用空港航空保安施設」に、「同法附則第二条第一項第三号」を「同号」に、「同条第二項中「空港等」を「同条第二項第四号中「空港等」とあるのは「前項の施設（民間航空専用施設に限る。）」と、同条第三項中「空

港等〕に、「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に、「民間航空専用施設保安管理規程」を「民間航空専用施設機能管理規程」に、「空港の保安を「空港」に、「民間航空専用施設の保安」を「民間航空専用施設」に改め、同条第三項及び第四項中「から第四十七条の三までの規定及び」を「(第二項第五号を除く)、第四十七条の二及び第四十七条の三の規定並びに」に改める。

附則第九條第一号中「第四十七條第二項」を「第四十七條第三項」に改め、同条第二号中「民間航空専用施設保安管理規程」を「民間航空専用施設機能管理規程」に改める。

附則第十五條第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十三条 国家戦略特別区域法平成二十五年法律第七号の「一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項第三号ハ中「第三百三十二条各号」を「第三百三十二条第一項各号」に改め、同号二中「第三百三十二条の二第五号」を「第三百三十二条の二第一項第五号」に改める。

第二十五条の五第一項中「第三百三十二条ただし書」を「第三百三十二条第二項第二号」に改め、同条第二項中「第三百三十二条の二ただし書」を「第三百三十二条の二第二項第二号」に改める。

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)

第十四条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法

令和二年六月二日 衆議院會議録第二十号

(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「第八条中」を「第九条中」に、「第九条第二項」を「第十条第二項」に、「第一号」を「第二号」に、「及び対象空港」を「並びに対象大会関係空港」に、「対象空港」を「対象大会関係空港」に、「当該対象空港」を「当該対象大会関係空港」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

理 由

最近における無人航空機その他の小型無人機の利用の実態及び空港等の機能の確保をめぐる状況に鑑み、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の登録制度について定めるとともに、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に国土交通大臣が指定する空港を追加するほか、空港等の管理に関する基準を強化する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本法案は、最近における無人航空機その他の小型無人機の利用の実態及び空港等の機能の確保

をめぐる状況に鑑み、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の登録制度について定めるとともに、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に国土交通大臣が指定する空港を追加するほか、空港等の管理に関する基準を強化する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 航空法の一部改正

(一) 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める機能確保基準に従って当該施設を管理しなければならないこと。

(二) 空港の設置者は、機能確保基準に従って空港の機能を確保するために空港の設置者が遵守すべき事項を空港機能管理規程として定め、国土交通大臣に届け出なければならないこと。

(三) 無人航空機の登録制度を創設し、無人航空機登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航空の用に供してはならないこと。

(四) (三)の登録を受けた無人航空機(以下「登録無人航空機」という。)の所有者は、登録記号の通知を受けたときは、遅滞なく無人航空機に当該登録記号の表示その他の当該無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じなければならないこと。

(五) 国土交通大臣は、登録無人航空機が(三)の登録を受けることができないもの又は(四)の

措置が講じられていないものとなつたときは、当該登録無人航空機の所有者又は使用者に対し、その是正のために必要な措置をとることを命ずることができること。

(六) 国土交通大臣は、登録無人航空機の所有者又は使用者が(五)による命令に違反したとき又は所有者が不正の手段により(三)の登録又は登録の更新を受けたときは、その登録を取り消すことができること。

2 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正

(一) 国土交通大臣は、小型無人機等の飛行による危険を未然に防止するため、対象空港の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を対象空港周辺地域として指定するものとし、その上空における小型無人機等の飛行を禁止すること。

(二) 対象空港の施設管理者は、対象空港周辺地域を違法に飛行する小型無人機等の有無及びその所在を把握するために必要な監視等を行うとともに、違法な飛行が行われていると認められる場合に滑走路の閉鎖等の措置をとること。

(三) 対象空港の施設管理者は、対象空港及びその指定敷地等の上空において小型無人機による違法な飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機の飛行の妨害等の措置をとることができること。

3 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二 議案の可決理由

最近における無人航空機その他の小型無人機の利用の実態及び空港等の機能の確保をめぐる状況に鑑み、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の登録制度について定めるとともに、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に国土交通大臣が指定する空港を追加するほか、空港等の管理に関する基準を強化する等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

令和二年五月二十九日

国土交通委員長 土井 亨

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 無人航空機の登録に当たっては、購入者に対する登録手続の周知について、販売店に対し協力を求めるとともに、訪日外国人等に対する多

言語による情報発信を含め、飛行禁止区域等についてわかりやすく丁寧な周知に努めること。

二 無人航空機の登録制度の運用に当たっては、今後の機体の性能向上や遠隔で機体の識別を可能にする技術開発の進捗を踏まえ、登録制度の対象となる機体の範囲や表示のルール等について、安全が確保されるよう、機動的に見直しを図ること。

三 小型無人機の空港周辺における違法な飛行に對して対象空港管理者が行う飛行の妨害等の措置については、その職務の執行に関する本法の規定が厳格に遵守されるよう適切な助言等を行うこと。

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和二年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律
(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正)

第一条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)の一部

を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「イ又はロ」を削り、同号ロ中「当該中小企業者」の下に「純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものを除く。」を加え、「次号ロ」を「ハ、次号ロ」に改め、同号に次のように加える。

ハ 当該中小企業者(純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。
二において同じ。)が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受を行うものであると認められること。

二 当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する金融機関をいう。次条第六項及び第十五条第三項において同じ。)からの借入れによる債務を保証していることその他当該中小企業者の経営の承継を妨げることとなるおそれがある事由として経済産業省令で定める事由が生

じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

第十三条第一項中(昭和二十五年法律第二百六十四号)を削り、「普通保険」の下に「第三項、第四項及び第六項において「普通保険」という。」を、「無担保保険」の下に「第三項、第四項及び第六項において「無担保保険」という。」を、「特別小口保険」の下に「第三項、第四項及び第六項において「特別小口保険」という。」を加え、同条第三項中「中小企業信用保険法第三条第一項に規定する」、「同法第三条の二第一項に規定する」及び「同法第三条の三第一項に規定する」を削り、「(中小企業信用保険法)」に、「第二号ロ」を「ハ並びに第二号ロ」に改め、「以下この項において同じ」を削り、「をいう」の下に「次項において同じ」を、「当該中小企業者」の下に「同条第一項第一号ロ又は第二号ロに該当する者として同項の認定を受けた者に限る。」を加え、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営承継準備関連保証を受けた中小企業者(前条第一項第一号ハに該当する者として同項の認定を受けた者に限る。)に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金 の額のうち	経営承継借換関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金 の額のうち
第十五条の見出しを「指導及び助言等」に改め、同条第二項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」の下に「（以下この条において「機構」という。）を加え、同条第三項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を「機構」に、「のため」を「を図るため」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。	3 機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、第十三条第四項又は第六項の保険関係に係る債務の保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付けを行おうとする金融機関の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。	（中小企業等経営強化法の一部改正） 第二条 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。 目次中「第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上」を「第三章 中小企業の経営革新及び中小企業等の経営力向上」に、 異分野連携新事業分野開拓（第十六条・第十七条） 経営力向上（第十八条・第二十一条） 支援措置（第二十四条・第三十一条） 支援体制の整備（第三十二条・第四十八条）
「第二節 第四節 第五節」	「第二節 第四節 第五節」	「第二節 第四節 第五節」
「第二節 第四節 第五節」	「第二節 第四節 第五節」	「第二節 第四節 第五節」
「第二節 第四節 第五節」	「第二節 第四節 第五節」	「第二節 第四節 第五節」
「第二節 第四節 第五節」	「第二節 第四節 第五節」	「第二節 第四節 第五節」

加え、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「及び第十九条第四項、第二十条第三項並びに第二十九条第一項を」、第十七条第四項、第十八条第三項並びに第二十七条第一項に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第二十二條第一項及び第二十三條第一項を」第二十條第一項及び第二十一條第一項に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十六條第二項において同じ」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「同条第二項第四号イ(1)」を「同条第二項第四号イ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項及び第二十項を削る。

第三条第二項第二号中「及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに」を「の促進及び」に改め、同号イに次のように加える。

(4) 技術に関する研究開発及びその成果の利用に当たって配慮すべき事項

第三条第二項第二号中口を削り、ハを口とし、同号二中「異分野連携新事業分野開拓並びに」を削り、同号二(1)中「第三十二條第一項を」第三十一條第一項に改め、同号二(4)中「第四十條第一項」を第三十九條第一項に改め、同号二(7)中「第四十四條第一項」を「第四十三條第一項」に改め、同号二を同号ハとし、同項第四号イ及びロを次のように改める。

イ 新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人に対して

支出の機会の増大を図るべきものの内容に関する事項

ロ 特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項

第十条第四項中「同法第三條第二項」を「同項に、同法第五條を」同条に改める。

第十二条中「第二十七條第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第三章の章名中「及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに」を「の促進及び」に改める。

第三章第二節を削る。

第十八条第二項中「第三條第二項第二号ハ及び二(4)」を「第三條第二項第二号ロ及びハ(4)」に改め、第三章第三節中同条を第十六條とする。

第十九条第四項中「第二項第三号」を「経営力向上計画には、第二項第三号」に、「には」を「として」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 経営力向上計画には、第二項第四号に掲げる事項として、中小企業者の純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備える者であることを記載することができる。

第十九条を第十七條とする。

第二十條第三項第一号中「前条第六項」を「前条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に、「同条第七項から第九項まで」を「同条第八項から第十項まで」に改め、同条を第十八條とする。

第二十一条中「第四十條第二項」を「第三十九條第二項」に改め、同条を第十九條とし、第二十二條を第二十條とし、第二十三條を第二十一条とする。

第三章第三節を同章第二節とする。

第二十四條第一項の表第三條第一項の項並びに同条第二項及び第三項中「第二十四條第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第四項から

第六項までを削り、同条第七項の表第三條第一項の項中「第二十四條第七項」を「第二十二條第四項」に改め、同条第七項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、経営力向上関連保証のうち認定経営力向上計画(第十七條第五項の規定による記載があるものに限る。)に従って行われる事業承継等に必要資金に係るもの(第三十條において「特例経営力向上関連保証」という。)を受けた中小企業者に係る普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		含む。	
第三條の二第一項	保証人の保証を除外。	保証人の保証を含む。	含む。)であつてその保証について保証人の保証を提供させないもの
	保証人の保証を除外。		
	保証人の保証を除外。		
第三條の二第二項及び第三條の三第一項	保証人の保証を除外。	保証人の保証を含む。	含む。)であつてその保証について保証人の保証を提供させないもの
第三條の二第三項及び第三條の三第二項	保証人の保証を除外。	保証人の保証を含む。	含む。)であつてその保証について保証人の保証を提供させないもの

第二十四条第八項中「第二十四条第七項」を「第二十四条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第二十四条第七項」を「第二十四条第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「若しくは異分野連携新事業分野開拓関連保証」を削り、「同法第三条第二項」を「同項」に、「同法第五条」を「同条」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「特別小口保険又は流動資産担保保険」を「又は特別小口保険」に改め、「若しくは異分野連携新事業分野開拓関連保証」を削り、同項を同条第九項とし、第三章第四節中同条を第二十二条とする。

第二十五条第一項各号中「若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業」を削り、同条を第二十三条とする。

第二十六条第一項中第三号を第四号とし、第二号を削り、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合において、当該外国関係法人等に対して、当該外国関係法人等が海外において承認経営革新事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。

二 中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行う場合において、当該外国関係法人等に対して、当該外国関係法人等が海外において

て認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。

第二十六条第二項中「前項」を「第一項第三号及び第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号及び第二号の規定により外国関係法人等に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務とみなす。

第二十六条を第二十四条とし、第二十七条を第二十五条とする。

第二十八条第一項第一号及び第二号中「若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業」を削り、同条第二項の表第十八条第一項の項及び第十九条第一項の項中「第二十八条第一項第一号」を「第二十六条第一項第一号」に改め、同表第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号の項中「第二十八条第一項各号」を「第二十六条第一項各号」に改め、同表第三十二条第二号の項及び第三十二条第三号の項中「第二十八号第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十九条第一項中「第十九条第四項」を「第十七条第四項」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十条中「第二条第十二項第九号」を「第二条第十一項第九号」に、「措置」を「措置に係るもの」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十一条の見出し中「事業」を「被承継会社」の事業に改め、同条第一項中「記載された」を「事業承継等(第二条第十一項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。)」に係る事項の記載があるものに限る。」に記載された」に改め、「単に」を削り、「会社」を「被承継会社」に改め、「は、」の下に「当該」を加え、「(事業承継等(第二条第十二項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。))に係る事項の記載があるものに限る。」を削り、同条第四項中「会社」を「被承継会社」に改め、同条を第二十九条とし、第三章第四節中同条の次に次の一条を加える。

(中小企業基盤整備機構の行う協力業務)
第三十条 中小企業基盤整備機構は、特例経営力向上関連保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付けを行おうとする金融機関(中小企業信用保険法第三条第一項に規定する金融機関をいう。)の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第三章第四節を同章第三節とする。

第三十二条第二項第一号中「若しくは異分野連携新事業分野開拓」を削り、同項第二号中「若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業」を削り、第三章第五節中同条を第三十一条とする。

第三十三条第五号中「第三十七条」を「第三十六条」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十四条中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第三十三条とし、第三十五条を第三十四条とし、第三十六条を第三十五条とする。

第三十七条第一号中「第三十三号各号」を「第三十二号各号」に改め、同条第三号中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十八条中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、「又は」の下に「特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する」を加え、「同法第三条第一項」を「中小企業信用保険法第三条第一項」に、「第三十八号」を「第三十七条」に改め、同条を第三十七条とし、第三十九条を第三十八号とし、第四十条を第三十九条とし、第四十一条を第四十条とする。

第四十二条中「第四十条第二項第一号」を「第三十九条第二項第一号」に改め、同条を第四十一条とする。
第四十三条中「第三十三号から第三十七号まで」を「第三十二号から第三十六号まで」に、「第三十三号第三号及び第三十六号」を「第三十二条第三号及び第三十五号」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十四条第二項中「第四十六条」を「第四十五条」に改め、同条を第四十三条とする。 第四十五条中「第四十五条」を「第四十四条」に、「第四十四条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条を第四十四条とする。 第四十六条中「(第七十条及び第七十一条において「情報処理推進機構」という。)を削り、同条を第四十五条とし、第四十七条を第四十六条とする。	第五十一条第二項及び第五十三条第二項中「第七十七条第五項」を「第七十一条第五項」に改める。 第五十四条第四項及び第五十五条第四項中「同法第三条第二項」を「同項」に、「同法第五条」を「同条」に改める。 第六十五条第一項中「第二条第十八項」を「第二条第十七項」に改める。 第五章第二節を削る。 第五章第三節中第七十三条を第六十七条とする。 第五章第三節を同章第二節とする。 第六章中第七十四条を第六十八条とする。 第七十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条を第六十九条とする。 第七十六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「認定異分野連携新事業分野開拓事業」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条を第七十条とする。 第七十七条第二項中「認定異分野連携新事業分野開拓事業を行う者又は」及び「認定異分野連携新事業分野開拓計画若しくは」を削り、同条を第七十一条とし、第七十八条を第七十二条とする。 第七十九条第一項中「第三条第二項第二号ハ(1)及び(4)」を「第三条第二項第二号ロ(1)及びハ	(4)に改め、「並びに同項第四号ロ(1)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分」を削り、同条第二項中「第七十六条第一項並びに第七十七条第一項」を「第七十条第一項並びに第七十一条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第十八条」を「第十六条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第十九条第一項、第五項」を「第十七条第一項、第六項」に、「第二十條第四項」を「第十八条第四項」に、「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に、「第二十條第一項」を「第十八条第一項」に、「第二十一条、第二十九条第二項」を「第十九条、第二十七条第二項」に、「第七十六条第四項並びに第七十七条第二項」を「第七十条第三項並びに第七十一条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十二条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十三条第三号」を「第三十二条第三号」に、「第三十四条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第三十三条第三号並びに第三十五条」を「同号並びに第三十四条」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第四十条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第四十三条」を「第四十二条」に、「第三十三条第三号」を「第三十二条第三号」に、「第三十四条第二項」を「第三十三条第二項」に、「並びに第三十三條第三号」を「並びに同号」に、「第三十五条」を「第三十四条」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とし、同条を第七十三条とし、第八十条を第七十四条とする。 第八十一条第二項中「第七十九条第十三項」を「第七十三条第十一項」に改め、同条を第七十五条とする。 第八十二条第一項中「第七十七条」を「第七十一条」に改め、「虚偽の報告」の下に「をした場合
---	---	--

には、当該違反行為を加え、第七章中同条を第七十六条とする。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正)

第三条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第三十条」に、「第二十七条―第三十条」を「第三十一条―第三十五条」に、「第三十一条―第三十九条」を「第三十六条―第四十四条」に改める。

第二条に次の四項を加える。

4 この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体(新たに設立されるものを含む。)であつて、中小企業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

5 この法律において「事業承継等」とは、次に掲げるいずれかの措置をいう。

一 吸収合併(会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が中小企業者である場合に限る。)により当該吸収合併存続会社となり、当該吸収合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

二 新設合併(会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社及び同項第一

号に規定する新設合併消滅会社が中小企業者である場合に限る。)により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

三 吸収分割(会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及び同法第七百五十八条第一項第一号に規定する吸収分割会社)が中小企業者である場合に限る。)により当該吸収分割承継会社となり、当該吸収分割会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

四 新設分割(会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割会社が中小企業者である場合に限る。)により当該新設分割設立会社を設立し、当該新設分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五 株式交換(会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社が中小企業者である場合に限る。)により当該株式交換完全親会社となり、当該株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得すること。

六 株式移転(会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社が中小企業者である場合に限る。)によ

り当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

七 事業又は資産の譲受け(中小企業者が他の中小企業者から譲り受ける場合に限る。)

八 中小企業者による他の中小企業者の株式又は持分の取得(当該取得によつて当該中小企業者が当該他の中小企業者の経営を実質的に支配していると認められているものとして主務省令で定める関係を有するものとなる場合に限る。)

九 事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

6 この法律において「承継等中小企業者」とは、中小企業者が事業承継等を行う場合における当該中小企業者をいう。

7 この法律において「被承継等中小企業者」とは、承継等中小企業者が他の中小企業者から、事業承継等を行う場合における当該他の中小企業者をいう。

第七條第二項第四号中「地域経済牽引事業」を「前号に掲げる者のほか、地域経済牽引事業」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第百三十四條第二項に規定する認定支援機関
第十一條第二項第一号中「第十七條」を「第十八條」に改める。

第十三條第一項中「第二十二條第三項」を「第二十三條第三項」に、「第三十六條第一項」を「第四十一條第一項」に改め、同條第二項第一号中「実施時期」を「実施期間」に改め、同條第三項第四号中「第二十七條第三項」を「第三十一條第三項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 地域経済牽引事業の実施に当たつて、中小企業者が第十九條第二項、第二十八條又は第二十九條の規定の適用を受ける場合の次に掲げる事項

イ 承継等中小企業者及び被承継等中小企業者の名称

ロ 事業承継等の内容及び実施時期

ハ 第十九條第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める事項

第十三條第五項中「第十七條」を「第十八條」に改め、同條第八項第二号中「第三項第四号」を「第三項第五号」に改める。

第二十一條を削る。
第二十條第二項の表第十八條第一項の項及び第十九條第一項の項中「第二十條第一項第一号」を「第二十一條第一項第一号」に改め、同表第二十三條第一項、第二十四條及び第二十五條第一項第一号の項中「第二十條第一項各号」を「第二

令和二年六月二日 衆議院會議録第三十号 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 三〇

十一 一条第一項各号」に改め、同表第三十二 条第二号の項及び第三十二 条第三号の項中「第二 十 条第二項」を「第二十一 条第二項」に改め、同 条を第二十一 条とし、第 十九 条を第二十 条とす る。

第十八 条第一項中「次項及び第三項」を「以 下この条」に、「第三項」を「次項及び第四項」に 改め、同項の表第三 条第一項の項中「第十八 条第一項」を「第十九 条第一項」に改め、同 条第三 項を同条第四項とし、同 条第二項中「同法第三 条第二項」を「同項」に、「同法第五 条」を「同条」に改め、同項を同 条第三項とし、同 条第一項の 次 に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域経済牽引事 業関連保証のうち承認地域経済牽引事業計画 (第十三 条第三項第三号に掲げる事項の記載 があるものに限る。)に従って行われる事業承 継等に必要な資金に係るもの(第三十 条にお いて「特例地域経済牽引事業関連保証」とい う。)を受けた中小企業者に係る普通保険、無 担保保険又は特別小口保険の保険関係につい ての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険 法の規定の適用については、これらの規定中 同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 げる字句とする。

第十八 条に次の一項を加える。

5 承認地域経済牽引事業者(第十五 条の規定 により中小企業者とみなされた者に限る。)で あって、地域経済牽引事業関連保証を受けた ものについては、当該承認地域経済牽引事 業者を中小企業信用保険法第二 条第一項の中小 企業者とみなして、同法第三 条から第三 条の三 まで及び第四 条から第八 条までの規定を適 用する。

第十八 条を第十九 条とし、第十五 条から第十 七 条までを一条ずつ繰り下げ、第十四 条の次 に次の一項を加える。

(中小企業者であつた承認地域経済牽引事業 者の特例)

第十五 条 承認地域経済牽引事業者(第十三 条

第一項の規定による承認の申請(前条第一項 の規定による変更の承認の申請を含む。)の時 において中小企業者であつた者に限る。)が当 該承認地域経済牽引事業計画の実施期間内に 中小企業者でなくなつた場合には、当該中小 企業者でなくなつた承認地域経済牽引事業者 は、当該実施期間内においては、引き続き中 小企業者であるものとみなして、この法律の 規定(第二十八 条及び第三十三 条を除く。)を 適用する。

第三十九 条第一項中「第三十六 条第一項」を 「第四十一 条第一項」に改め、「虚偽の報告」の下 に「をした場合には、当該違反行為を加え、同 条を第四十四 条とする。

第三十八 条第二項中「第十六 条、第二十四 条、第三十三 条」を「第十七 条、第二十五 条、第 三十八 条」に改め、同 条第三項中「第二十七 条第 一 項」を「第三十一 条第一項」に、「第二十八 条第 三 項」を「第三十二 条第三項」に、「第二十八 条第 一 項」を「第三十二 条第一項」に、「第三十六 条第 二 項」を「第四十一 条第二項」に改め、同 条第五 項中「第十三 条第一項」を「第二 条第五項第八 号、第十三 条第一項」に、「第十五 条第一項及び 第十六 条第一項」を「第十六 条第一項及び第十七 条第一項」に改め、同 条第六項中「第二十七 条第 一 項」を「第三十一 条第一項」に、「第二十八 条第 一 項」を「第三十二 条第一項」に改め、同 条を第 四十三 条とし、第三十七 条を第四十二 条とし、 第三十一 条から第三十六 条までを五 条ずつ繰り 下げる。

第三十 条中「第二十七 条第三項」を「第三十一 条第三項」に、「第二十八 条第一項」を「第三十二 条第一項」に改め、第二 章第四節中同 条を第三 十四 条とし、同 条の次に次の一項を加える。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う 承認連携支援事業に関する協力業務)

第三十五 条 独立行政法人中小企業基盤整備機 構は、承認地域経済牽引支援機関の依頼に応 じて、その行う承認連携支援事業に関する情 報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第二十九 条中「第二十九 条」を「第三十三 条」に、「第二十七 条第一項」を「第三十一 条第一 項」に改め、同 条を第三十三 条とし、第二十八 条を第三十二 条とする。

第三条第一項		含む。	
第三 条の二 第一 項	保証人の保 証を除く。	保証人の保証を含む。	
	第三 条の二 第二 項及び第三 条の三 第一 項	地域経済牽引事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計 額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞ れ当該借入金金の額のうち
	第三 条の二 第三 項及び第三 条の三 第二 項	地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞ れ当該借入金金の額のうち	地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債 務者
	第三 条の二 第三 項及び第三 条の三 第二 項	地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債 務者	地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債 務者

第二十七条第二項第二号中「実施時期」を「実施期間」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十六条中「第十三条第三項第四号」を「第十三条第三項第五号」に改め、第二章第三節中同条を第二十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第二十八条 中小企業者が承認地域経済牽引事業計画(第十三条第三項第三号に掲げる事項(第二条第五項第九号に掲げる措置に係るものに限る。))の記載があるものに限る。))に従って当該承認の日から二月を経過する日までに当該承認に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

(被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)

第二十九条 承認地域経済牽引事業計画(第十三条第三項第三号に掲げる事項(第二条第五項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。))の記載があるものに限る。))に記載された被承継等中小企業者であつて株式会社であるもの(以下この項及び第四項において「被承継会社」という。)は、当該承認地

域経済牽引事業計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者(当該被承継会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該被承継会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。))に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 第一項の規定による催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該被承継会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う協力業務)

第三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特例地域経済牽引事業関連保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付けを行うおとする金融機関(中小企業信用保険法第三条第一項に規定する金融機関をいう。))の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とする。

第二十三条第一項及び第二項中「計画期間内」を「実施期間内」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二条の前の見出しを削り、同条第一項中「第十三条第三項第三号ハ」を「第十三条第三項第四号ハ」に、「計画期間内」を「実施期間内」に改め、同条第二項中「計画期間内」を「実施期間内」に、「計画期間の」を「実施期間の」に改め、同条第三項、第四項及び第六項中「計画期間の」を「実施期間の」に改め、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「(商標法の特例)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第二十二條 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一 中小企業者がその外国関係法人等の全部

又は一部と共同で地域経済牽引事業を行う場合において、当該外国関係法人等に対して、当該外国関係法人等が海外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。

二 中小企業者当該中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域経済牽引事業を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。))が海外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ(外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。))に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。))を行うこと。

2 前項第一号の規定により外国関係法人等に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務とみなす。

3 第一項第二号の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二十四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第四条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第五項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 株式交付(会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及び株式交付子会社が中小企業者である場合に限る。)により当該株式交付親会社となり、当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。

第二十二条の見出しを「株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例」に改め、同条に次の二項を加える。

4 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条の規定にかかわらず、第十五条の規定により中小企業者とみなされた承認地域経済牽引事業者(株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号イに規定する中小企業特定事業を営むものに限る。)に対し、承認地域経済牽引事業を行うために必要な長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。

5 前項の規定により承認地域経済牽引事業者に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の適用については、それぞれ株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の業務とみなす。

庫法の適用については、それぞれ株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の業務とみなす。

第二十八条中「第二条第五項第九号」を「第二条第五項第十号」に改める。

第二十九条第一項中「第二条第五項第七号」を「第二条第五項第八号」に改める。

第四十三条第五項中「第二条第五項第八号」を「第二条第五項第九号」に改める。

(産業競争力強化法の一部改正)
第五条 産業競争力強化法平成二十五年法律第九十八号の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項及び第五十三条第二項中「同法第三条第二項」を「同項」に、「同法第五条」を「同条」に改める。

第二百二十九条第三項中「同法第三条の二第二項」を「同項」に、「同法第五条」を「同条」に改める。

第三百三十四条第二項第一号イ中「中小企業者」の下に「(中小企業者であつた者を含む。)」を加え、同号に次のように加える。

ハ 過大な債務を負っている中小企業者又は既に債務の整理を行った中小企業者の債務の保証をしている者が有する当該保証債務の整理(破産手続又は再生手続によりその債務の整理を図ることを除く。)

第三百三十四条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又はロ」を「からハまで」に、「に掲げる」を「又は第二号に掲げる」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号イ」を「第一号イ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 会社である中小企業者の代表者の交代に伴い、その事業の実施に不可欠な資産を取得し、当該資産を活用し商品の生産若しくは販売又は役務の提供の効率化を行い、又は行おうとする者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。

第三百三十六条第二項第二号中「同号ロ」の下に「及びハ」を加え、「及び同項第二号」を「並びに同項第二号及び第三号」に改め、同項第三号中「に掲げる」を「及び第三号に掲げる」に改める。

第四百零二条第二号中「第四号」を「第五号」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)
第六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「第九号及び第十五号」を「第十四号」に改め、同項第九号中「第二十号」を「第二十五号」に、「同法第三十九条、第四十一条、第四十七条」を「並びに同法第三十

条、第三十八条、第四十条、第四十六条」に改め、「並びに同法第七十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等」を削り、同項第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号の前に次の一号を加える。

二十二 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第三十条及び第三十五条の規定による協力を行うこと。

第十五条第一項第二十三号中「及び同条第三項」を「並びに同条第三項及び第四項」に改め、同条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第四項中「第二項第八号」を「第二項第七号」に改め、同条第五項中「第一項第九号に掲げる業務」中小企業等経営強化法第七十二条第一項に規定するものに限る。を削り、「第一項第十三号」を「第一項第十二号」に改める。

第十七条第一項第二号中「並びに同項第九号及び第十五号」を「及び同項第十四号」に改め、同項第三号中「第十五号から第十七号まで」を「第十四号から第十六号まで」に改め、同項第八号中「第十五条第二項第八号」を「第十五条第二項第七号」に改め、同条第二項中「第十五条第一項第十八号及び第十九号」を「第十五条第一項第十七号及び第十八号」に改める。

第十八条第一項第一号中「及び第九号」及び

「それぞれ」を削り、「除く。」を「除く。」。同項第九号に掲げる業務(次号に掲げるものを除く。に、「第十四号を第十三号に、「同項第十五号を同項第十四号に、「第十五条第一項第二十号を第十五条第一項第十九号に、「第七号を「第六号」に改め、同項第二号中「第二十七号を「第二十五条」に、「同項第十五号を「同項第十四号」に、「同項第十六号を「同項第十五号」に、「同項第十七号を「同項第十六号」に改め、同項第三号中「及び第九号」を削り、「並びにこれらに関連する第十五条第一項第二十四号」を「及びこれに関連する同項第二十四号」に、「同条第二項第五号及び第六号」を「第十五条第二項第五号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十七号」に、「同条第二項第八号」を「同条第二項第七号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十九号」を「第十五条第一項第十八号」に改める。

第二十一条第一項中「第十五号から第十七号まで」を「第十四号から第十六号まで」に改める。

第二十二條第一項中、「第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業等経営強化法第七十二条第一項第一号に掲げるものに限る。及び第十五条第一項第十九号を「第十五条第一項第十八号」に改める。

附則第八條の二第二項中「平成十九年法律第四十号」を削る。

附則第八條の七の次に次の一条を加える。

(改正前中小強化法等に係る業務の特例)

第八條の八 機構は、当分の間、第十五条第一

項及び第二項並びに附則第五條第一項及び第二項、第六條第一項から第四項まで並びに第七條から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号。以下この条において「経営承継円滑化法等改正法」という。)

附則第四條の規定によりなおその効力を有するものとされる経営承継円滑化法等改正法第二條の規定による改正前の中小企業等経営強化法(以下「改正前中小強化法」という。)

第七十二條の規定により行う業務

二 改正前中小強化法第七十二條第一項第二号の出資に係る株式の管理及び処分の業務

三 経営承継円滑化法等改正法附則第十條の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)第十五條の規定により行う業務

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

附則第十四條の表以外の部分中「第八條の七」を「第八條の八」に改め、同表第十八條第一項第一号の項中「第十五条第一項第二十号を「第十五条第一項第十九号」に、「除く。」を「除く。」並びに附則第八條の八第一号(第三号に掲げるものを除く。、第二号及び第三号の業務)に、「第八号」を「第六号」に改め、同表第十八條第一項第三号の項を次のように改める。

第十八条第一項第三号		業務のうち
業務のうちの業務並びに附則第八條の二の業務、附則第八條の四第一項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一條第一項に規定するものに限る。、附則第八條の四第二項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一條第一項に規定するものに限る。、及び附則第八條の八第一号の業務(改正前中小強化法第七十二条第一項に規定するものに限る。のうちの業務並びに附則第八條の二第一項の業務(旧新事業創出促進法第三十二條第一項第二号に掲げるものに限る。、附則第八條の四第一項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一條第一項第二号に掲げるものに限る。、及び附則第八條の四第二項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一條第一項第二号に掲げるものに限る。、並びにこれらに関連する同項第二十四号	第十五条第二項第五号に掲げる業務並びに附則第八條の四第一項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一條第二項に規定するものに限る。、附則第八條の四第二項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一條第二項に規定するものに限る。、並びに附則第八條の八第一号及び第四号の業務(それぞれ改正前中小強化法第七十二条第二項に規定するものに限る。)	を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第四條中地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十二條の改正規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日) 二 第四條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第七十号)の施行の日 三 第五條中産業競争力強化法第百三十四條第二項の改正規定(同項第一号に次のように加
	同条第二項第五号に掲げる業務並びに附則第八條の四第一項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一條第二項に規定するものに限る。、附則第八條の四第二項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一條第二項に規定するものに限る。、並びに附則第八條の八第一号及び第四号の業務(それぞれ改正前中小強化法第七十二条第二項に規定するものに限る。)	を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第四條中地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十二條の改正規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日) 二 第四條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第七十号)の施行の日 三 第五條中産業競争力強化法第百三十四條第二項の改正規定(同項第一号に次のように加

える部分及び同項第三号中「又はロ」を「から
ハまで」に改める部分を除く。）、同法第百三
十六条第二項の改正規定（同項第二号中「同号
ロ」の下に「及びハ」を加える部分を除く。）及
び同法第百四十条第二号の改正規定 公布の
日から起算して一年六月を超えない範囲内に
おいて政令で定める日

（中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過
措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」とい
う。）前にされた第二条の規定による改正前の中
小企業等経営強化法（以下「改正前中小強化法」
という。）第十六条第一項の異分野連携新事業分
野開拓計画の認定の申請であつて、この法律の
施行の際、まだその認定をするかどうかの処分
がされていないものについての認定の処分につ
いては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に改正前中小強化法第
十六条第一項の認定を受けている異分野連携新
事業分野開拓計画及び施行日以後に前項の規定
によりなお従前の例によることとされる同条第
一項の認定を受ける異分野連携新事業分野開拓
計画に関する計画の変更の認定、軽微な変更の
届出及び認定の取消し、中小企業信用保険法
（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例、中
小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律
第百一号）の特例、株式会社日本政策金融公庫
法（平成十九年法律第五十七号）の特例、食品等
の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律
（平成三年法律第五十九号）の特例並びに報告の

徴収については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の中小企業等
経営強化法（以下「改正後中小強化法」という。）
第二十四条第一項第一号及び第二項（同号に係
る部分に限る。）の規定は、施行日以後に改正後
中小強化法第十四条第一項の承認又は改正後中
小強化法第十五条第一項の変更の承認を受けた
経営革新計画に従つて行われる改正後中小強化
法第二十二條第一項に規定する承認経営革新事
業について適用する。

2 改正後中小強化法第二十四条第一項第二号及
び第二項（同号に係る部分に限る。）の規定は、
施行日以後に改正後中小強化法第十七条第一項
の認定又は改正後中小強化法第十八条第一項の
変更の認定を受けた経営力向上計画に従つて行
われる改正後中小強化法第二十二條第四項に規
定する認定経営力向上事業について適用する。

第四条 この法律の施行の際現に改正前中小強化
法第七十二条第一項各号及び第二項第一号の規
定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が
整備又は賃貸若しくは管理を行っている工場、
事業場又は施設に係る独立行政法人中小企業基
盤整備機構の業務については、同条の規定は、
施行日以後も、なおその効力を有する。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発
展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴う経
過措置）

第五条 第三条の規定による改正後の地域経済牽
引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
に関する法律（以下この条において「改正後地域

経済牽引事業促進法」という。）第二十二條の規
定は、施行日以後に改正後地域経済牽引事業促
進法第十三条第四項若しくは第七項の規定によ
る承認又は改正後地域経済牽引事業促進法第十
四条第一項の規定による変更の承認を受けた地
域経済牽引事業計画に従つて行われる改正後地
域経済牽引事業促進法第十八条に規定する承認
地域経済牽引事業について適用する。

2 改正後地域経済牽引事業促進法第十五条の規
定は、施行日以後に改正後地域経済牽引事業促
進法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽
引事業者が改正後地域経済牽引事業促進法第二
条第三項に規定する中小企業者でなくなつた場
合について適用する。

（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関
する法律及び中小企業による地域産業資源を活
用した事業活動の促進に関する法律の廃止）

第六条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に
関する法律（平成十八年法律第三十三号）
二 中小企業による地域産業資源を活用した事
業活動の促進に関する法律（平成十九年法律
第三十九号）

（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関
する法律の廃止に伴う経過措置）

第七条 施行日前にされた前条（第一号に係る部
分に限る。）の規定による廃止前の中小企業のも
のづくり基盤技術の高度化に関する法律（次項
において「旧ものづくり高度化法」という。）第四
条第一項の特定研究開発等計画の認定の申請で

あつて、この法律の施行の際、まだその認定を
するかどうかの処分がされていないものについ
ての認定の処分については、なお従前の例によ
る。

2 この法律の施行の際現に旧ものづくり高度化
法第四条第一項の認定を受けている特定研究開
発等計画及び施行日以後に前項の規定によりな
お従前の例によることとされる同条第一項の認
定を受ける特定研究開発等計画に関する計画の
変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保
険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特
例並びに報告の徴収については、なお従前の例
による。

（中小企業による地域産業資源を活用した事業
活動の促進に関する法律の廃止に伴う経過措
置）

第八条 施行日前にされた附則第六条（第二号に
係る部分に限る。）の規定による廃止前の中小企
業による地域産業資源を活用した事業活動の促
進に関する法律（次項、次条及び附則第十条に
おいて「旧地域産業資源活用事業促進法」とい
う。）第六条第一項の地域産業資源活用事業計画
の認定の申請であつて、この法律の施行の際、
まだその認定をするかどうかの処分がされてい
ないものについての認定の処分については、な
お従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧地域産業資源活用
事業促進法第六条第一項の認定を受けている地
域産業資源活用事業計画及び施行日以後に前項
の規定によりなお従前の例によることとされる

同条第一項の認定を受ける地域産業資源活用事業計画に関する計画の変更の認定、軽微な変更の届出及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例、株式会社日本政策金融公庫法の特例、商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

第九条 施行日前にされた附則第六条(第二号に係る部分に限る。)の規定による旧地域産業資源活用事業促進法第八条第一項の地域産業資源活用支援事業計画の認定の申請であつて、この法律の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧地域産業資源活用事業促進法第八条第一項の認定を受けている地域産業資源活用支援事業計画及び施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一項の認定を受ける地域産業資源活用支援事業計画に関する計画の変更の認定、軽微な変更の届出及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っている旧地域産業資源活用事業促進法第十五条第一項の資金の貸付け及び同条第二項の情報提供その他必要な協

力の業務については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第二十一号中「もの、」を「もの及び」に改め、「及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第七十二条第一項第一号に規定する業務(政令で定めるものに限る。)の用に供する土地」を削る。

附則第十一条第十五項中「第二十條第二項」を「平成十一年法律第十八号」第十八条第二項に、「第十九条第二項第三号」を「第十七条第二

項第三号」に、「第二条第十二項第七号」を「第二条第十一項第七号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十五条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項及び第三項中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第十条の五の二第二項中「第三十二條第二項」を「第三十一條第二項」に改める。

第十条の五の三第一項中「第十九條第一項」を「第十七條第一項」に、「第十九條第三項」を「第十七條第三項」に、「第二十條第一項」を「第十八條第一項」に改める。

第十条の五の四第二項第二号口中「第十九條第一項」を「第十七條第一項」に、「第二十條第一項」を「第十八條第一項」に、「第二十二條第一項」を「第二十一條第一項」に改める。

第四十二條の十一の二第一項及び第二項中「第二十四條」を「第二十五條」に改める。

第四十二條の十二の三第二項中「第三十二條第二項」を「第三十一條第二項」に改める。

第四十二條の十二の四第一項中「第十九條第三項」を「第十七條第三項」に、「第十九條第三項」を「第十七條第三項」に、「第二十條第一項」を「第十八條第一項」に改める。

第四十二條の十二の五第二項第二号口中「第十九條第一項」を「第十七條第一項」に、「第二十條第一項」を「第十八條第一項」に、「第二十二條第二項」を「第二十一條第二項」に改める。

第六十八條の十四の三第一項及び第二項中

「第二十四條」を「第二十五條」に改める。

第六十八條の十五の五第一項中「第十九條第一項」を「第十七條第一項」に、「第十九條第三項」を「第十七條第三項」に、「第二十條第一項」を「第十八條第一項」に改める。

第六十八條の十五の六第二項第二号口中「第十九條第一項」を「第十七條第一項」に、「第二十條第二項」を「第十八條第二項」に、「第二十二條第二項」を「第二十一條第二項」に改める。

第八十條第三項中「第二十條第二項」を「第十八條第二項」に、「第十九條第二項第三号」を「第十七條第二項第三号」に、「第二十二條第二項」を「第二十一條第二項」に、「第十九條第一項又は第二十條第一項」を「第十七條第一項又は第十八條第一項」に改める。

(中小企業基本法の一部改正)

第十六條 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第三項中「、中小企業のものづく」基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)を削る。

(小規模企業共済法の一部改正)

第十七條 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二及び第十六條の三第一項中「第十五條第二項第八号」を「第十五條第二項第七号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第九号 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第七十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。」、第十二号、第十四号、第十八号並びに第十九号を「第十一号、第十三号、第十七号並びに第十八号」に、「同項第七号」を「同項第六号」に改め、「(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務」の下に「並びに同法附則第八条の八第一号及び第二号(改正前中小強化法等に係る業務の特例)に掲げる業務」を加える。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第十九条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第十一号中「第四十六条」を「第四十五条」に改め、同項第十六号を削る。

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正)

第二十条 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「第二条第十六項」を「第二条第十五項」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十一条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第二十四条第一項から

第三項まで及び第二十五条第一項各号の項中

「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十五条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同表第二十六条第一項第一号の項中「第二十六条第一項第一号」を「第二十四条第一項第一号及び第三号」に改め、同表第七十五条第二項の項中「第七十五条第二項」を「第六十九条第二項」に改め、同表第七十六条第二項の項中「第七十六条第二項」を「第七十条第二項」に改め、同表第七十六條第八項の項中「第七十六條第八項」を「第七十条第七項」に改め、同表第七十七條第二項の項中「第七十七條第二項」を「第七十一条第二項」に改め、同表第七十八條第二項の項中「第七十八條第二項」を「第七十二条第二項」に改め、同表第八十二条第一項の項上欄中「第八十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項中欄中「第七十七條」を「第七十一条」に改め、同項下欄中「第七十七條第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

(会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十二条 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九十九条のうち中小企業等経営強化法第二条第十二項第六号の次に一号を加える改正規定中「第二条第十二項第六号」を「第二条第十一項第六号」に改め、「同号に規定する」を削る。

理 由

中小企業による事業承継の円滑化を図るため、信用保証協会による保証について経営者の個人保証を求めない保証の創設、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに代表者交代に伴う事業承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、中小企業による事業承継の円滑化を図るため、経営者保証の解除に係る支援、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援、親族内承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

(一) 経営者保証の存在により経営の承継に支障が生じている中小企業者が、経営者保証の付された債務を借り換える際の資金に対して、一定の要件を満たす場合には経営者保証を不要とする信用保証制度を追加すること。

(二) 他の中小企業者から事業用資産等取得して事業承継を行おうとする中小企業者に対し、必要資金の調達に係る信用保証について、一定の要件を満たす場合には経営者保証を不要とすること。

2 中小企業等経営強化法の一部改正

(一) 経営革新計画等の承認等を受けた中小企業者の外国関係法人等が当該計画を行うための資金について、株式会社日本政策金融公庫が当該外国関係法人等に対して直接融資を行うことができることとする。

(二) 異分野連携新事業分野開拓計画及び「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」における特定研究開発等計画を経営革新計画に整理統合すること。

3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正

(一) 地域経済牽引事業計画の承認の申請時に中小企業者であつて、当該計画の実施期間内に中小企業者でなくなった場合には、当該実施期間内に限り引き続き中小企業者とみなして、当該計画に基づく中小企業者向けの措置を受けることができるものとする。

(二) 「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」における地域産業資源活用事業計画を地域経済牽引事業計画に整理統合すること。

4 産業競争力強化法の一部改正

認定支援機関の業務に、親族内承継支援業務及び経営者個人の保証債務整理支援業務を追加すること。

5 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

右記の措置を支援するための業務を独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として追加すること。

6 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業の事業承継の円滑化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和二年五月二十九日

経済産業委員長 富田 茂之

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中小企業の経営の安定及び資金調達の円滑化を図るため、経営者保証に依存しない融資を一層促進すること。

また、事業承継の際の障壁となっている経営者保証の解除については、「経営者保証に関するガイドライン」及び同ガイドラインの特則の周知を図り適切な運用を促すとともに、本法により新たに措置される信用保証制度の活用状況及び経営者保証解除による事業承継促進への効果について適時検証し、円滑な事業承継が実現するよう、必要に応じて更なる対応策について検討すること。

二 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う景気悪化の中、中小・小規模事業者の廃業や倒産の回避のため、万全の対策を講ずること。加えて、後継者が見つけられず廃業に追い込まれる中小企業が増加しないよう、第三者承継や中小M&A市場の活性化を含む施策を講ずるとともに、税制面・予算面も含めた更なる支援策を早急に検討すること。

三 中小企業の海外展開支援については、新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの多様化や国内における生産拠点の再構築の動向等も踏まえるなど、中小企業のニーズを把握した上で、的確な支援策の充実を図ること。

また、中小企業が新型コロナウイルス感染症を契機に世界で生まれる新たな需要に対応できるよう、情報提供やニーズの発掘、マッチング

支援等、資金面以外の支援もあわせて強化すること。

四 各種計画制度の整理統合に当たっては、これまでの計画制度の運用実績、効果等の検証を的確に行い、事業者にとってより使い勝手のよいものとなるよう見直すとともに、既存の制度を活用してきた中小企業に混乱が生じないよう、情報の周知徹底を図ること。また、計画の申請手続については、可能な限り簡素なものとし、事業者の負担軽減を図るとともに、とりわけ、計画の電子申請については、申請書類等の合理化とあわせ、事業者間のデジタル・デバインド(情報格差)に十分に配慮しつつ取り組むこと。

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百九十八回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成三十年度一般会計予備費の予算額四千五百億円のうち、平成三十年四月二十七日から平成三十年九月二十八日までの間において決定された千九百三十九億四千九百七十六万七千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、河川等災害復旧事業等に必要経費、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要経費、災害救助等に必要経費等三十七件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和二年六月一日

決算行政監視委員長 生方 幸夫

衆議院議長 大島 理森殿

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百九十八回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成三十年度一般会計予備費の予算額四千五百億円のうち、平成三十一年二月二十一日から平成三十一年三月二十九日までの間において決定された五億六千六百七十七万七千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、国選弁護士確保業務等委託に必要な経費及び訟務費の不足を補うために必要な経費二件の計三件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和二年六月一日

決算行政監視委員長 生方 幸夫

衆議院議長 大島 理森殿

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和二年五月二十九日

提出者

逢沢 一郎 小此木八郎

平井 卓也 篠原 孝

森山 浩行 広田 一

吉川 元 井上 義久

伊藤 渉 浦野 靖人

賛成者

奥野 信亮外五十名

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項中「町村の議会の議員の選挙の場合を除くほか、」を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 町村の議会の議員の選挙 十五万円

第九十三条第一項各号列記以外の部分中「都道府県」を「地方公共団体」に改め、「市の議会の議員又は長の選挙にあつては当該市に、町村長の選挙にあつては当該町村に、」を削り、同項第三号中「都道府県又は市」を「地方公共団体」に改める。

第四百四十一条第八項中「都道府県」を「地方公共団体」に、「都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれを、」地方公共団体は「に改める。

第四百四十二条第二項第七号中「八百枚」の下に「、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委

員会に届け出た二種類以内のビラ 千六百枚」を加え、同条第十一項中「都道府県」を「地方公共団体の」に、「都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれを、」地方公共団体は「に、「第六号」を「第七号」に改める。

第四百四十三条第十五項中「都道府県の議会の議員及び」を「地方公共団体の議会の議員又は」に、「都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙については市は、それぞれを、」地方公共団体は「に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員又は長の選挙について適用し、この法律の施行の日以前までにその期日を告示された町村の議会の議員又は長の選挙については、なお従前の例による。

理 由

町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大するとともに、町村の議会の議員の選挙においても供託金制度を導入することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外九名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大するとともに、町村の議会の議員の選挙においても供託金制度を導入することとする等のものである。その主な内容は次のとおりである。

1 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の対象とする。

(一) 選挙運動用自動車の使用

(二) 選挙運動用ビラの作成

(三) 選挙運動用ポスターの作成

2 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁
町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数を千六百枚(通常葉書の二倍)とすること。ビラの種類、頒布方法、規格等は現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

3 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

(一) 町村議会議員選挙について供託金制度を導入することとし、その額を十五万円とすること。

(二) 供託物没収点は、現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。

(二) この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員又は長の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員又は長の選挙については、なお従前の例によること。

二 議案の可決理由

本案は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大するとともに、町村の議会の議員の選挙においても供託金制度を導入することとする等のものである。その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和二年六月一日
政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関
する特別委員長 山本 拓

衆議院議長 大島 理森殿

科学技術基本法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和二年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

科学技術基本法等の一部を改正する法律
(科学技術基本法の一部改正)

第一条 科学技術基本法(平成七年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

科学技術・イノベーション基本法

目次中「第八条」を「第十一条」に、「科学技術基本計画(第九条)」を「科学技術・イノベーション基本計画(第十二条)」に、「第十条―第十七条」を「第十三条―第二十條」に、「第十八条」を「第二十一条」に、「第十九条」を「第二十二条」に改める。

第一条中「科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)の振興」及び「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に、「を図り」を「及びイノベーションの創出の促進を図り」に改める。

第十九条を第二十二條とする。

第十八条中「科学技術活動」の下に「及びイノベーションの創出に係る活動」を、「における科学技術」及び「国際的流通等科学技術」の下に「及びイノベーションの創出」を加え、第四章中同条を第二十一條とする。

第十七条の見出し中「民間」を「民間事業者」に改め、同条中「科学技術活動」の下に「及びイノベーションの創出に係る活動」を加え、「民間」を「民間事業者」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「研究開発」の下に「及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出」を加え、第三章中同条を第二十條とする。

第十六条の見出し中「公開等」を「活用等」に改

め、同条中「公開」を「適切な保護及び公開」に、「及び」を「並びに」に改め、「実用化」の下に「及びこれによるイノベーションの創出」を加え、同条を第十九條とする。

第十五条の見出し中「効果的」を「効果的かつ効率的な」に改め、同条中「効果的」を「効果的かつ効率的な」に改め、同条を第十八條とする。

第十四条中「効果的」を「効果的かつ効率的な」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十七條とする。

第十三条中「効果的」を「効果的かつ効率的な」に改め、同条を第十六條とする。

第十二条第一項中「試験研究機関」の下に「研究開発法人」を加え、「民間等」を「民間事業者等」に、「以下」を「次条及び第十七条において」に改め、同条第二項中「効果的」を「効果的かつ効率的な」に改め、同条を第十五條とする。

第十一条第三項中「に係る支援のための人材が研究開発の円滑な推進にとつて」を「の円滑な推進にとつては第十二条第二項第二号に掲げる人材が、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の推進にとつては同号ハ及び二に掲げる人材が、それぞれ」に、「かんがみ、その」を「鑑み、これらの人材の」に改め、同条を第十四條とする。

第十条中「における」の下に「各分野の特性を踏まえた」を加え、同条を第十三條とする。

第九条第一項中「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に、「科学技

術基本計画」を「この条において「科学技術・イノベーション基本計画」に改め、同条第二項中「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」に改め、同項第一号中「基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。」を削り、同項第三号中「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「研究施設及び研究設備(以下「及び」という。）」を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出の促進を図るための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

第九条第二項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる人材の確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
イ 研究者等
ロ 研究開発に係る支援を行う人材(イに該当するものを除く。)

ハ 研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材
二 研究開発の成果を活用した新たな事業の創出に係る支援を行う人材

第九条第三項中「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」に改め、同条第四項中「科学技術の進展を」を「科学技術及びイノベーションの創出の進展」に、「科学技術の振

興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に、「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」に改め、同条第五項中「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」に、「その要旨をこれ」に改め、同条第六項中「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」に改め、第二章中同条を第十二條とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 科学技術・イノベーション基本計画

第八条中「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に改め、第一章中同条を第十一條とする。

第七条中「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に改め、同条を第十條とする。

第六条中「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に、「大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。）」を「大学等」に改め、同条を第九條とする。

第五条中「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第八條とする。

第四条中「科学技術の振興」を「振興方針」のつとり、科学技術・イノベーション創出の振興」に改め、同条を第五條とし、同条の次に次の二條を加える。

(研究開発法人及び大学等の責務)
第六条 研究開発法人及び大学等は、その活動が科学技術の水準の向上及びイノベーション

の創出の促進に資するものであることに鑑み、振興方針にのっとり、科学技術の進展及び社会の要請に的確に対応しつつ、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及に自主的かつ計画的に努めるものとする。

2 研究開発法人及び大学等は、その活動において研究者等及び研究開発に係る支援を行う人材の果たす役割の重要性に鑑み、これらの者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、これらの者の適切な処遇の確保及び研究施設等（研究施設及び研究設備をいう。以下同じ。）の整備に努めるものとする。

（民間事業者の責務）

第七条 民間事業者は、振興方針にのっとり、その事業活動に関し、研究開発法人及び大学等と積極的に連携し、研究開発及びその成果の実用化によるイノベーションの創出に努めるものとする。

2 民間事業者は、研究開発及びその成果の実用化によるイノベーションの創出において研究者等及び研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材の果たす役割の重要性に鑑み、これらの者の活用を努めるとともに、これらの者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、これらの者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

第三条中「科学技術の振興」を「前条に規定する科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針（次条から第七条までにおいて「振興方針」という。）にのっとり、科学技術・イノベ

ション創出の振興」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出しを「（科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針）」に改め、同条第一項中「科学技術の振興は、科学技術」を「科学技術・イノベーション創出の振興は、科学技術及びイノベーションの創出」に、「のための基盤」を「をもたらし源泉」に、「かんがみ、研究者及び技術者（以下「研究者等」という。）を「鑑み、研究者等及び研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材」に改め、同条第二項中「科学技術の振興を「科学技術・イノベーション創出の振興」に、「均衡」を「各分野の特性を踏まえた均衡」に、「涵養」を「涵養、学際的又は総合的な研究開発の推進」に、「並びに」を「、学術研究及び学術研究以外の研究の均衡のとれた推進並びに」に、「大学（大学院を含む。以下同じ。）民間等」を「研究開発法人、大学等、民間事業者その他の関係者の国内外にわたる」に、「かかわり合い」を「関わり合い」に、「進歩」を「進歩及びイノベーションの創出」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条に次の四項を加える。

4 イノベーションの創出の振興は、科学技術

の振興によってもたらされる研究開発の成果がイノベーションの創出に最大限つながるよう、科学技術の振興との有機的な連携を図りつつ、行われなければならない。

5 科学技術・イノベーション創出の振興は、全ての国民が科学技術及びイノベーションの創出の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない。

6 科学技術・イノベーション創出の振興に当たっては、あらゆる分野の科学技術に関する知見を総合的に活用して、次に掲げる課題その他の社会の諸課題への的確な対応が図られるよう留意されなければならない。

一 少子高齢化、人口の減少、国境を越えた社会経済活動の進展への対応その他の我が国が直面する課題

二 食料問題、エネルギーの利用の制約、地球温暖化問題その他の人類共通の課題

三 科学技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における新たな課題

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第二条 この法律において「イノベーションの創出」とは、科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいう。

2 この法律において「科学技術・イノベーション創出の振興」とは、科学技術の振興及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の振興をいう。

3 この法律において「研究開発」とは、基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。

4 この法律において「研究者等」とは、研究者及び技術者（研究開発の補助を行う人材を含む。）並びに研究開発又はその成果の普及若しくは実用化に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者をいう。

5 この法律において「研究開発法人」とは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に規定する研究開発法人をいう。

6 この法律において「大学等」とは、大学（大学院を含む。）及び大学共同利用機関をいう。（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正）

第二条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「国等」を「国及び民間事業者等」に、
「第二節 研究開発施設等の共用の促進等（第三十五条―第三十七条）」を「第二節 中小企業者によるイノベーションの創出の促進等（第三十三条―第三十五条―第三十七条）」に、「第三節 四

研究開発の」を「第四節 研究開発の」に、「第五十二條」を「第五十一條」に、「第五十三條」を「第五十二條」に改める。

第二條第一項中「(人文科学のみに係るものを除く。第十五條の二第一項及び第四十九條を除き、以下同じ。)」を削り、同條第五項を次のように改める。

5 この法律において「イノベーションの創出」とは、科学技術・イノベーション基本法(平成七年法律第百三十号)第二條第一項に規定するイノベーションの創出をいう。

第二條第六項中「及び」の下に「研究開発の成果の実用化による」を加え、同條第八項中「第十五條の二第一項を除き、」を削り、同條に次の三項を加える。

14 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が

百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

15 この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人その他特別の法律によつて設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金(以下「新技術補助金等」という。)を交付するものとして政令で定めるものをいう。

16 この法律において「指定補助金等」とは、内閣総理大臣、経済産業大臣及び各省各庁の長等(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長、国等

である独立行政法人の主務大臣(独立行政法人通則法第六十八條に規定する主務大臣をいう。第二十七條の三、第三十四條の六、第四十八條及び第五十二條において同じ。)及び国等である特別の法律によつて設立された法人の主務大臣をいう。以下同じ。が、第三十四條の十一第一項の指針における同條第二項第一号に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等をいう。

第三條第二項中「科学技術基本法(平成七年法律第百三十号)第二條」を「科学技術・イノベーション基本法第三條」に、「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に改める。

第十五條の二第一項第一号中「科学技術に関する研究者又は技術者(科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発の補助を行う人材を含む。第三号において同じ。)」を「研究者等」に改め、同項第二号中「科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化」を「研究開発等」に改め、同項第三号中「科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化(次号及び第三十四條の六第一項第三号)を「研究開発等(次号)に、「科学技術に関する研究者又は技術者」を「研究者等」に改める。

第二十七條の三第一項中「独立行政法人通則法第六十八條に規定する主務大臣をいう。以下同じ。)」を削る。

第四章の章名中「国等」を「国及び民間事業者等」に改める。

第三十四條の六第一項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる活動その他の活動によりその研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

イ その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転

ロ その研究開発法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発等についての企画及びあつせん

ハ その研究開発法人の研究開発の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発

第五章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 中小企業者によるイノベーションの創出の促進等
(特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針)

第三十四條の八 国は、中小企業者の革新的な研究開発の促進を図るため、毎年度、新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人(以下単に「個人」という。)に対して支出の機会の増大を図るべきもの(以下「特定新技術補助金等」という。)の交付に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、特定新技術補助金

等の内容及び支出の目標その他当該目標を達成するために必要な措置に関する方針を定めるものとする。 2 内閣総理大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の方針を公表しなければならない。 4 前二項の規定は、第一項の方針の変更について準用する。 5 国等は、特定新技術補助金を交付するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、第一項の方針に定められた目標を達成するよう努めなければならない。 (特定新技術補助金等の支出の実績の概要の通知及び公表) 第三十四条の九 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、特定新技術補助金等の中小企業者及び個人への支出の実績の概要を内閣総理大臣に通知するものとする。 2 内閣総理大臣は、前項の実績の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならない。 (各省各庁の長等に対する要請) 第三十四条の十 内閣総理大臣、経済産業大臣及び中小企業者の行う事業の主務大臣は、当該事業を行う者を相手方とする特定新技術補助金等の交付に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者及び個人への支出の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。	(指定補助金等の交付等に関する指針) 第三十四条の十一 国は、革新的な研究開発を行う中小企業者による科学技術・イノベーション創出の活性化を通じて我が国の国際競争力の強化その他の我が国における政策課題の解決を図るため、指定補助金等の交付その他の支援に関する指針を定めるものとする。 2 前項の指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 新技術補助金等のうち、前項の政策課題の解決に資する革新的な研究開発の実施及びその成果の実用化の促進を図るために国等が当該研究開発に関する課題を設定した上で当該課題に取り組む中小企業者及び個人に対して交付すべきものの基準に関する事項 二 指定補助金等に係る研究開発の効果的かつ効率的な実施を促進するために必要な指定補助金等の交付の方法に関する事項 三 国等による指定補助金等の交付を受けて開発された物品及び役務の調達その他の指定補助金等に係る成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項 3 内閣総理大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して第一項の指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の指針を公表しなければならない。 5 前二項の規定は、第一項の指針の変更について準用する。	6 国等は、第一項の指針に従つて、指定補助金等に関する事務を処理するものとする。 (指定補助金等に係る研究開発の成果の概要の通知及び公表) 第三十四条の十二 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、指定補助金等に係る研究開発の成果の概要を内閣総理大臣に通知するものとする。 2 内閣総理大臣は、前項の成果の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならない。 (中小企業信用保険法の特例) 第三十四条の十三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、指定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。次項において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第十六項に規定する指定補助金等(以下単に「指定補助金等」という。)に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、同条第二項中	「二億円」とあるのは「三億円(指定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。 2 中小企業信用保険法第三条の二第一項の規定は、特定新技術事業活動関連保証であつてその保証について担保保証人(特定新技術事業活動関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。)の保証を含む。)を提供しないものについては、適用しない。 (中小企業投資育成株式会社の特例) 第三十四条の十四 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十一年法律第一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。 一 国等から指定補助金等を交付された中小企業者及び個人が指定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有 二 国等から指定補助金等を交付された中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が指定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下
---	---	---	--

この条において同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第四十九条を削り、第八章中第五十条を第四十九条とし、第五十一条を第五十条とする。第五十二条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第五十一条とする。

第九章中第五十三条を第五十二条とする。

別表第一中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
別表第一中第二十四号及び第二十五号を削

り、第二十六号を第二十四号とし、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 独立行政法人経済産業研究所

別表第一中第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げ、第三十四号を削り、第三十五号を第三十三号とし、第三十六号及び第三十七号を削り、第三十八号を第三十四号とし、第三十九号を第三十五号とし、同表に次の一号を加える。

三十六 独立行政法人環境再生保全機構

別表第三中第二十二号を第二十六号とし、第六号から第二十一号までを四号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

八 国立研究開発法人海洋研究開発機構

九 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

構

別表第三中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国立研究開発法人防災科学技術研究所

別表第三に次の一号を加える。

二十七 国立研究開発法人国立環境研究所

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第三条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第三号中「人文科学のみに係るものを除く。第十一条の九第一項において同じ。」を削る。

(中小企業等経営強化法の一部改正)

第四条 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

「第五章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備」

目次中 第一節 新技術を利用した事業活動

第六章 雑則(第六十八号) 第七十五

動の支援(第六十一号) 第六十六号

を「第五

章 雑則(第六十一号) 第六十九号」に、「第七

章」を「第六章」に、「第七十六号」を「第七十

に改める。

第一条中「こと等」を「こと」に改める。

第二条第十六項及び第十七項を削る。

第三条第二項第四号を削る。

第五十一条第二項及び第五十三条第二項中「第七十一条第五項」を「第六十五条第五項」に改める。

第五章の章名及び同章第一節を削る。

第五章第二節の節名を削り、第六十七条を第六十一条とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章 雑則

第六章の章名を削り、第六十八号を第六十二

条とし、第六十九号から第七十二条までを六

号とし、第六十九号から第七十二条までを六

号とし、第六十九号から第七十二条までを六

号とし、第六十九号から第七十二条までを六

号とし、第六十九号から第七十二条までを六

号とし、第六十九号から第七十二条までを六

号とし、第六十九号から第七十二条までを六

号とし、第六十九号から第七十二条までを六

号とし、第六十九号から第七十二条までを六

号とし、第六十九号から第七十二条までを六

号とし、第六十九号から第七十二条までを六

号とし、第六十九号から第七十二条までを六

とし、第七十四条を第六十八号とする。

第七十五条第二項中「第七十三号第十一項」を「第六十七号第十一項」に改め、同条を第六十九

条とする。

第七十六号第一項中「第七十一条」を「第六十五号」に改め、第七章中同条を第七十号とす

る。

第七章を第六章とする。

(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法の一部改正)

第五条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法(平成十一年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条」に改め

る。

第十二条の次に次の一条を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十二条の二 研究所は、科学技術・イノベー

ション創出の活性化に関する法律(平成二十

年法律第六十三号)第三十四条の五第一項及

び第二項の規定による株式又は新株予約権の

取得及び保有を行うことができる。

第十三条第一項中「前条」を「第十二条」に改め

る。

(国立研究開発法人防災科学技術研究所法の一部改正)

第六条 国立研究開発法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第百七十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十五条中第七号を第八号とし、第六号の次

に次の一号を加える。

七 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。 第十五条の二中「(平成二十年法律第六十三号)」を削る。 (独立行政法人経済産業研究所法の一部改正) 第七条 独立行政法人経済産業研究所法(平成二十一年法律第二百号)の一部を次のように改正する。 目次中「第十三条」を「第十三条」に改める。 第十二条の次に次の一条を加える。 (株式等の取得及び保有) 第十二条の二 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。 第十三条第一項中「前条」を「第十二条」に改める。 (国立研究開発法人国立環境研究所法の一部改正) 第八条 国立研究開発法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。 第十一条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。 三 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)	第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。 第十一条の二中「(平成二十年法律第六十三号)」を削る。 第十三条第一項中「業務」の下に「(同項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。)」を加える。 (国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正) 第九条 国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項中「(人文科学のみに係るものを除く。次項及び第三項並びに第十八条において同じ。)」を削る。 第四条中「(人文科学のみに係るものを除く。)」を削る。 第十二条中「二年」を「当該理事について理事長が定める期間(その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。)」に改める。 (国立研究開発法人理化学研究所法の一部改正) 第十条 国立研究開発法人理化学研究所法(平成十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。 第三条中「(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)」を削る。 (国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正) 第十一条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機	構法(平成十四年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。 第十八条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。 十 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。 第十八条の二中「(平成二十年法律第六十三号)」を削る。 (独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正) 第十二条 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。 第十条の二の次に次の一条を加える。 (株式等の取得及び保有) 第十条の三 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。 (国立研究開発法人海洋研究開発機構法の一部改正) 第十三条 国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。 第十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。 七 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)	第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。 第十七条の二中「(平成二十年法律第六十三号)」を削る。 (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法の一部改正) 第十四条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。 第十七条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。 十 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。 第十七条の二中「(平成二十年法律第六十三号)」を削る。 (健康・医療戦略推進法の一部改正) 第十五条 健康・医療戦略推進法(平成二十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。 第二十七条中「内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」を「内閣府において処理する」に改める。 (内閣府設置法の一部改正) 第十六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。 第四条第一項第十六号中「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二
--	--	--	---

十年法律第六十三号)第二条第五項]を「科学技術・イノベーション基本法(平成七年法律第百三十号)第二条第一項」に、「第三項第七号の三及び第二十六号第一項第四号において」を「以下」に改め、同号の次に次の二号を加える。 十六の二 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出(健康・医療戦略推進法(平成二十六年法律第四十八号)第一条に規定するものをいう。)の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項 十六の三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針に関する事項 第四条第三項第七号中「科学技術基本計画(科学技術基本法(平成七年法律第百三十号)第九条第一項)を」を「科学技術・イノベーション基本計画(科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項)に改める。 第四十条第一項中「知的財産戦略推進事務局」の下に、「科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局を加える。 第四十条の四を第四十条の六とし、第四十条の三の次に次の二条を加える。 (科学技術・イノベーション推進事務局) 第四十条の四 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで並びに第三項第七号から第七号の三まで及び第四十七号に掲げる事務をつかさどる。 2 科学技術・イノベーション推進事務局の長	は、科学技術・イノベーション推進事務局長とする。 3 科学技術・イノベーション推進事務局に、所要の職員を置く。 4 前二項に定めるもののほか、科学技術・イノベーション推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。 (健康・医療戦略推進事務局) 第四十条の五 健康・医療戦略推進事務局は、第四条第一項第十六号の二及び第十六号の三並びに第三項第七号の四に掲げる事務をつかさどる。 2 健康・医療戦略推進事務局の長は、健康・医療戦略推進事務局長とする。 3 健康・医療戦略推進事務局に、所要の職員を置く。 4 前二項に定めるもののほか、健康・医療戦略推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。 (施行前の準備) 第二条 政府は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第一条の規定による改正後の科学技術・イノベーション基本法(次項において「新基本法」という。)第十二条の規定の例により、科学技術・イノベーション基本計画を定めることができる。この場合において、	て、内閣総理大臣は施行日前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。 2 前項の規定により定められた科学技術・イノベーション基本計画は、施行日において新基本法第十二条の規定により定められたものとみなす。 (科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第三条 第二条の規定による改正後の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(以下この項及び次条において「新活性化法」という。)第十五条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のうち独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人経済産業研究所若しくは独立行政法人環境再生保全機構(以下この条において「新研究開発法人」と総称する。)との間で定期労働契約(同項第一号に規定する有期労働契約をいう。次項において同じ。)を締結した者又は新活性化法第十五条の二第一項第三号若しくは第四号に掲げる者のうち新研究開発法人との共同研究開発等(同項第三号に規定する共同研究開発等をいう。)に係る同項第三号若しくは第四号に規定する業務に専ら従事する者であつて、施行日前に労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなったものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。 2 科学技術・イノベーション創出の活性化に関	する法律第十五条の二第二項の規定は、同項に規定する者が新研究開発法人との間で締結していた有期労働契約(当該有期労働契約の期間のうち在大学に在学している期間を含むものに限る。)であつて労働契約法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五十六号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用する。 (中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置) 第四条 第四条の規定による改正前の中小企業等経営強化法(以下この条において「旧中小強化法」という。)第二条第十七項に規定する特定補助金等は、新活性化法第二条第十六項に規定する指定補助金等とみなす。 2 旧中小強化法第六十五条の規定を受けて成立している同条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る保険関係については、新活性化法第三十四条の十三の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る保険関係とみなす。 3 旧中小強化法第六十六条第一項第一号の規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式の保有及び同項第二号の規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)第五条第一項第二号に規定する新株予
---	--	--	--

約権付社債等をいう。以下この項において同じ。(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有については、それぞれ新活性化法第三十四条の十四第一項第一号及び第二号の規定により保有しているものとみなす。

(国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に国立研究開発法人科学技術振興機構の理事である者の任期(補欠の理事の任期を含む。)については、第九条の規定による改正後の国立研究開発法人科学技術振興機構法第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部改正)

第七条 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「科学技術基本法」を「科学技術・イノベーション基本法」に、「第九条第一項」を「第十二条第一項」に、「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第八条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第六十九条第二項の項中「第六十九条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同表第七十条第二項の項中「第七十条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、同表第七十条第七項の項中「第七十条第七項」を「第六十四条第七項」に改め、同表第七十一条第二項の項中「第七十一条第二項」を「第六十五条第二項」に改め、同表第七十二条第二項の項中「第七十二条第二項」を「第六十六条第二項」に改め、同表第七十六条第一項の項上欄中「第七十六条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同項中欄中「第七十一条」を「第六十五条」に改め、同項下欄中「第七十一条第二項」を「第六十五条第二項」に改める。

(知的財産基本法の一部改正)

第九条 知的財産基本法(平成十四年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「かんがみ、科学技術基本法」を「鑑み、科学技術・イノベーション基本法」に、「第二条」を「第三条」に、「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に改める。

理 由

我が国の経済社会の発展及び国民の福祉の向上を図るためには、人文科学のみに係るものを含めた科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進が極めて重要となっている状況に鑑み、科学技術基本法の題名を科学技術・イノベーション基本法に改め、同法において人文科学のみに係る科学技術の位置付けの見直し及びイノベーションの創

出に関する規定の新設等を行うとともに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律において研究開発法人への人文科学分野の研究開発等を行う独立行政法人の追加等を行う等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

科学技術基本法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国の経済社会の発展及び国民の福祉の向上を図るためには、人文科学のみに係るものを含めた科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進が極めて重要となっている状況に鑑み、科学技術基本法の題名を科学技術・イノベーション基本法に改め、同法において人文科学のみに係る科学技術の位置付けの見直し及びイノベーションの創出に関する規定の新設等を行うとともに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律において研究開発法人への人文科学分野の研究開発等を行う独立行政法人の追加等を行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 科学技術基本法の一部改正
 - (一) 法律の題名を「科学技術・イノベーション基本法」とすること。
 - (二) 法の対象に「人文科学のみに係る科学技術」及び「イノベーションの創出」を追加すること。
- (三) 「イノベーションの創出」とは、科学的な

発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいうものとする。こと等所要の定義規定を新たに整備すること。

(四) 研究開発法人及び大学等並びに民間事業者の責務規定を追加すること。

(五) 「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」とすること。同計画の策定事項に、研究者等や新たな事業の創出を行う人材等の確保・養成等についての施策を追加すること。

2 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正等

- (一) 研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、研究開発法人による出資等の業務を実施できることを明確化すること。
- (二) 中小企業技術革新制度の実効性向上のため、根拠規定を中小企業等経営強化法から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に移管し、イノベーション創出の観点から支出機会の増大を図る補助金等(特定新技術補助金等)の支出目標等に関する方針を定めるものとともに、国等が研究開発課題を設定して中小企業者等に交付する指定補助金等の交付その他の支援に関する指針を定めるものとする。

3 内閣府設置法の一部改正

科学技術・イノベーション創出の振興に関

科学技術・イノベーション創出の振興に関

する司令塔機能の強化を図るため、内閣府に「科学技術・イノベーション推進事務局」を新設するとともに、内閣官房から健康・医療戦略推進本部に関する事務等を内閣府に移管し、「健康・医療戦略推進事務局」を設置するものとする。

4 この法律は、令和三年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

我が国の経済社会の発展及び国民の福祉の向上を図るためには、人文科学のみに係るものを含めた科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進が極めて重要となっている状況に鑑み、科学技術基本法の題名を科学技術・イノベーション基本法に改め、同法において人文科学のみに係る科学技術の位置付けの見直し及びイノベーションの創出に関する規定の新設等を行うとともに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律において研究開発法人への人文科学分野の研究開発等を行う独立行政法人の追加等を行う等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

令和二年六月一日

科学技術・イノベーション推進特別委員長 津村 啓介

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

科学技術基本法等の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 科学技術・イノベーション基本法の目的に「科学技術の水準の向上」に加え、「イノベーション創出の促進」が追加されることにより、今後の科学技術政策がイノベーション創出に偏重することのないよう、科学技術基本法の本来の目的である科学技術の振興とイノベーション創出のバランスに十分留意すること。

二 第二期科学技術基本計画の計画期間以降、政府研究開発投資目標が達成されていない現状に鑑み、本法により「人文科学のみに係る科学技術」が科学技術・イノベーション基本法の対象に追加され、振興対象とする研究の幅が広がることも踏まえ、科学技術関係予算の拡充に努めること。

三 本法において、新たに研究開発法人及び大学等並びに民間事業者についても責務規定を設けたことを踏まえ、これらの者がイノベーション創出や人材育成・人材活用などに積極的に努めることができるよう、適切な措置を講ずること。

四 本法により、科学技術・イノベーション基本計画の策定事項に人材等の確保・養成・資質の向上、適切な処遇の確保に関する施策等が追加されることに鑑み、我が国における科学技術の水準の長期的な向上を図るため、研究者等の雇用の安定を確保するとともに、若手研究者に自立と活躍の機会を与える環境を整備するよう努めること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体)	本号一部 二四三円 二二〇円